

資料2

令和3年6月定例会（事前）  
地方創生対策特別委員会資料  
（政策創造部）

# 徳島県過疎地域持続的発展方針（案） 〈前期方針〉

令和3年度～7年度

令和3年 月

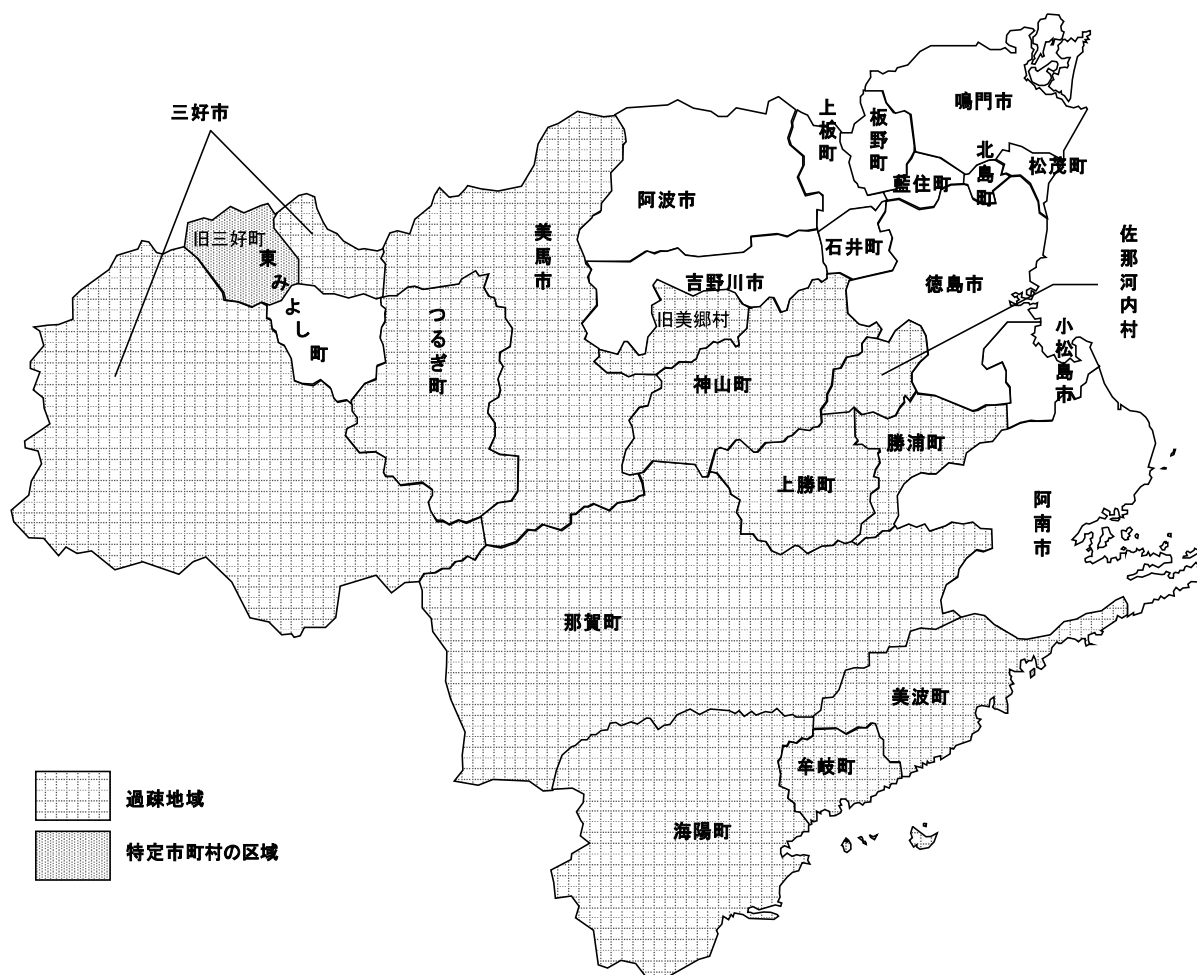
徳 島 県

## 徳島県過疎地域持続的発展方針

この徳島県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づいて定めるものであり、令和3年度から令和12年度までの10年間における本県の過疎地域持続的発展対策の大綱を示すとともに、県及び市町村が過疎地域持続的発展計画を定める際の指針となるものである。

なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は令和3年度から令和12年度までの10年間の時限法となっていることから、この方針は、10年を各5年間に分け、その前半期間（令和3年度から7年度まで）を前期方針期間、また後半の5年間（令和8年度から12年度まで）を後期方針期間と位置づけ、それぞれの期間に即した方針となるよう見直しを行うことで、徳島県における過疎地域の持続的発展を推進するものである。

図1 徳島県の過疎地域



# 目 次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1 基本的な事項</b> . . . . .               | <b>1</b>  |
| 1 過疎地域の現状と課題                             |           |
| 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向                       |           |
| 3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連                 |           |
| <b>第2 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成</b> . . . . . | <b>18</b> |
| 1 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成の方針                |           |
| 2 移住・定住の促進                               |           |
| 3 地域間交流の促進                               |           |
| 4 地域社会の担い手となる人材の確保・育成                    |           |
| <b>第3 産業の振興</b> . . . . .                | <b>20</b> |
| 1 産業振興の方針                                |           |
| 2 農林水産業の振興                               |           |
| 3 地場産業の振興                                |           |
| 4 企業の誘致対策                                |           |
| 5 起業の促進等                                 |           |
| 6 事業承継の促進                                |           |
| 7 テレワークの促進                               |           |
| 8 情報通信関連産業の振興                            |           |
| 9 農工商連携・6次産業化の推進                         |           |
| 10 商業の振興                                 |           |
| 11 観光の振興                                 |           |
| <b>第4 地域における情報化（デジタル社会の推進）</b> . . . . . | <b>28</b> |
| 1 地域におけるデジタル化の推進方針                       |           |
| 2 電気通信施設の整備                              |           |
| 3 デジタル社会の推進                              |           |
| <b>第5 交通施設の整備及び交通手段の確保</b> . . . . .     | <b>30</b> |
| 1 交通体系の整備の方針                             |           |
| 2 国・県道及び市町村道等の整備                         |           |
| 3 農道、林道等の整備                              |           |
| 4 徳島ならではの地方公共交通ネットワークの実現                 |           |
| 5 交通の安全と円滑化対策                            |           |
| 6 地方港湾の整備                                |           |

|            |   |           |
|------------|---|-----------|
| <b>第6</b>  | <b>生活環境の整備</b> . . . . .                    | <b>33</b> |
| 1          | 生活環境の整備の方針                                  |           |
| 2          | 簡易水道、汚水処理施設等の整備                             |           |
| 3          | 消防・救急体制の充実強化                                |           |
| 4          | 地域防災力の強化                                    |           |
| 5          | 鳥獣被害等対策                                     |           |
| <b>第7</b>  | <b>子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進</b> . . . . . | <b>37</b> |
| 1          | 子育て支援の充実、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進の方針               |           |
| 2          | 子育て支援対策                                     |           |
| 3          | 高齢者福祉対策                                     |           |
| 4          | 障がい福祉対策                                     |           |
| <b>第8</b>  | <b>医療の確保</b> . . . . .                      | <b>41</b> |
| 1          | 医療の確保の方針                                    |           |
| 2          | 無医地区対策                                      |           |
| 3          | 特定診療科に係る医療確保対策                              |           |
| 4          | 疾病予防対策                                      |           |
| <b>第9</b>  | <b>教育の振興</b> . . . . .                      | <b>44</b> |
| 1          | 教育の振興の方針                                    |           |
| 2          | 公立小中学校の教育環境の整備                              |           |
| 3          | 社会教育施設等の整備                                  |           |
| <b>第10</b> | <b>集落の整備</b> . . . . .                      | <b>47</b> |
| 1          | 集落整備の方針                                     |           |
| 2          | 集落の維持・活性化                                   |           |
| <b>第11</b> | <b>地域文化の振興等</b> . . . . .                   | <b>48</b> |
| 1          | 地域文化の振興等の方針                                 |           |
| 2          | 地域文化の環境整備                                   |           |
| 3          | 地域文化の伝承と創造                                  |           |
| <b>第12</b> | <b>再生可能エネルギーの利用推進</b> . . . . .             | <b>49</b> |
| 1          | 再生可能エネルギー利用推進の方針                            |           |
| 2          | 再生可能エネルギーの利用推進                              |           |
| 3          | バイオマス等の利用推進                                 |           |

# 第1 基本的な事項

## 1 過疎地域の現状と課題

### (1) 概況

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条第1項に基づく過疎地域をその区域とする市町村の数は11団体であり、その内訳は、市2団体、町8団体、村1団体となっている。

また、過疎法第3条第1項に基づく過疎地域とみなされる区域を含む市町村は1団体、過疎法附則第7条第1項に基づく特定市町村の区域とみなされる区域（特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村の区域」という。）を含む市町村は1団体となっている。

さらに、公示過疎地域に準じるものとして県独自で定める準過疎地域を含む市町村が3団体となっている。

なお、本方針における「過疎地域」とは、特段の定めがない限り、特定市町村の区域を含むものとする。

表1 過疎地域一覧

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 法第2条第1項に基づく過疎地域       | 美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町 |
| 法第3条第1項に基づく過疎地域       | 吉野川市（旧美郷村の区域）                                  |
| 法附則第7条第1項に基づく特定市町村の区域 | 東みよし町（旧三好町の区域）                                 |

本県の市町村総数（24団体）に占める過疎市町村（特定市町村の区域を除く。）数（12市町村）は、全体の半数を占めており、本県の総人口（平成27年国勢調査）に占める過疎地域の人口割合は14.6%と、全国の8.9%を大きく上回っている。（県内過疎地域（13市町村）においては15.4%）

また、本県の総面積に占める過疎地域（特定市町村の区域を除く。）の面積の割合は71.1%と、これも全国の60.1%を大きく上回っている。（県内過疎地域（13市町村）においては72.5%）

本県の過疎地域の特徴として、65歳以上の高齢者が半数以上を占める、いわゆる「限界集落」と呼ばれる集落の全集落数に占める割合（51.8%）が高くなっており、全国平均（32.2%）や全国で最も高い四国平均（42.9%）をも上回っている。（H31.4.1時点）

過疎地域は、平野部を除く、剣山山系を中心とした山間部に広く分布しており、豊かな自然環境に恵まれているが、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、集落の維持・活性化や交通手段の確保などが大きな課題となっている。

## (2) 圏域の特色

### ① 東部圏域

東部圏域は、県都徳島市を含む15市町村で構成され、人口は572,776人と県全体(755,733人)の約75.8%を占めている。

また、面積は約1,200km<sup>2</sup>と、県全体の29.9%を占めており、うち森林面積の比率が5割以上である。

圏域は、吉野川流域に広がる平野部及び臨海部と山間部など、幅広い地形を有しており、第3次産業の従事者数は県平均より高く、経済、教育、文化など多くの機能が集積する本県の中心的地域である。

15市町村のうち一部過疎地域を含めて5市町村が過疎地域に指定されており、過疎地域では、第1次産業のなかでも農業に従事する割合が高い。

また、他圏域と比べ、徳島市など人口集積地に近いことなどから、地域資源を活かしたコミュニティビジネスや、伝統文化、農業体験などを通じた都市部との交流、及び定住促進など、地域の活性化に向けた取組みが行われている。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、過疎地域の活力が低下しており、集落機能の維持や交通手段の確保などへの対応が大きな課題となっている。

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 圏域過疎市町村 | 吉野川市(旧美郷村)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町 |
|---------|------------------------------|

### ② 南部圏域

南部圏域は、1市4町で構成され、人口は102,055人と県全体の約13.5%を占めている。

また、面積は約1,500km<sup>2</sup>と、県全体の36.2%を占めており、うち森林面積の比率が8割以上である。

圏域は、那賀川上流の山岳地帯や、東南部の海岸線など、幅広い地形を有しており、豊かな自然に恵まれている。

阿南市を除く4町が過疎地域に指定されており、これらの地域は、第1次産業への従事者が県全体に比べ高く、なかでも漁業に従事する割合は県内で最も高い。

また、海・山・川の豊かな自然環境やアウトドアフィールドなどの地域資源を活用した、体験型観光やスポーツツーリズムの推進や、サテライトオフィスの誘致等、地域の魅力の発信や交流人口の増加などによる地域の活性化に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行し、交通インフラ整備の遅れ、主要産業である第1次産業の低迷、想定される南海トラフ巨大地震の津波などへの対応が大きな課題を抱えている。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 圏域過疎市町村 | 那賀町、牟岐町、美波町、海陽町 |
|---------|-----------------|

### ③ 西部圏域

西部圏域は、2市2町で構成され、人口は80,902人と県全体の約10.7%を占めている。

また、面積は約1,400km<sup>2</sup>と、県全体の33.9%を占めており、うち森林面積の比率が8割以上である。

圏域は、北部の阿讃山脈と南部の四国山地に囲まれ、西日本第2位の高峰剣山や四国三郎吉野川など豊かな自然に恵まれているが、急峻な地形の山間部が多い。

特定市町村の区域も含め、2市2町が過疎地域であり、これらの地域は、第1次産業と第2次産業への従事者が県全体に比べ高く、なかでも建設業に従事する割合は県平均より高い。

また、平成20年に認定された「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」をはじめ、平成28年には「食と農の景勝地」、平成30年には「世界農業遺産」に認定されるなど、日本で唯一の「トリプル認定」を受けており、この強みを活かし、国内外からの観光誘客の拡大、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致など、観光・移住・交流による地域の活性化に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行し、担い手不足により過疎地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、特に山間部では、集落機能の維持や交通手段の確保などへの対応が大きな課題となっている。

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 圏域過疎市町村 | 美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町（旧三好町） |
|---------|--------------------------|

### (3) 人口の動向

#### ① 総人口

国勢調査により、昭和35年から平成27年までの本県の人口の推移をみると、全体の人口は、昭和35年から昭和45年までは減少し、その後増加したものの、昭和60年頃を境に再減少に転じ、平成27年では75万6千人となっている。

これを過疎地域についてみると、昭和35年以降減少を続け、昭和35年には27万7千人だったのが、平成27年には11万人となり、16万6千人減少した。

一方、非過疎地域では、昭和35年から平成27年までの55年間で7万4千人増加していることから、県外への人口流出に加え、県内においては、過疎地域から非過疎地域への人口移動が相当数あったものと考えられる。

また、昭和35年の人口を100とした指数で人口を表すと、平成27年において、過疎地域では40.0、非過疎地域では113.0であり、昭和50年の人口を100とした指数で人口を表すと、過疎地域では55.5、非過疎地域では106.5となっている。

表2 総人口の推移

(単位：人)

|       | 昭和35年   | 昭和40年   | 昭和45年   | 昭和50年   | 昭和55年   | 昭和60年   | 平成2年    | 平成7年    | 平成12年   | 平成17年   |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 過疎地域  | 276,656 | 247,059 | 217,152 | 199,485 | 190,011 | 182,584 | 171,394 | 163,182 | 153,361 | 141,949 |
| 非過疎地域 | 570,618 | 568,056 | 573,959 | 605,681 | 635,250 | 652,305 | 660,204 | 669,245 | 670,747 | 668,001 |
| 全 県   | 847,274 | 815,155 | 791,111 | 805,166 | 825,261 | 834,889 | 831,598 | 832,427 | 824,108 | 809,950 |

|       | 平成22年   | 平成27年   |
|-------|---------|---------|
| 過疎地域  | 128,339 | 110,692 |
| 非過疎地域 | 657,152 | 645,041 |
| 全 県   | 785,491 | 755,733 |



図2-1 昭和35年人口を100とした場合の指数グラフ

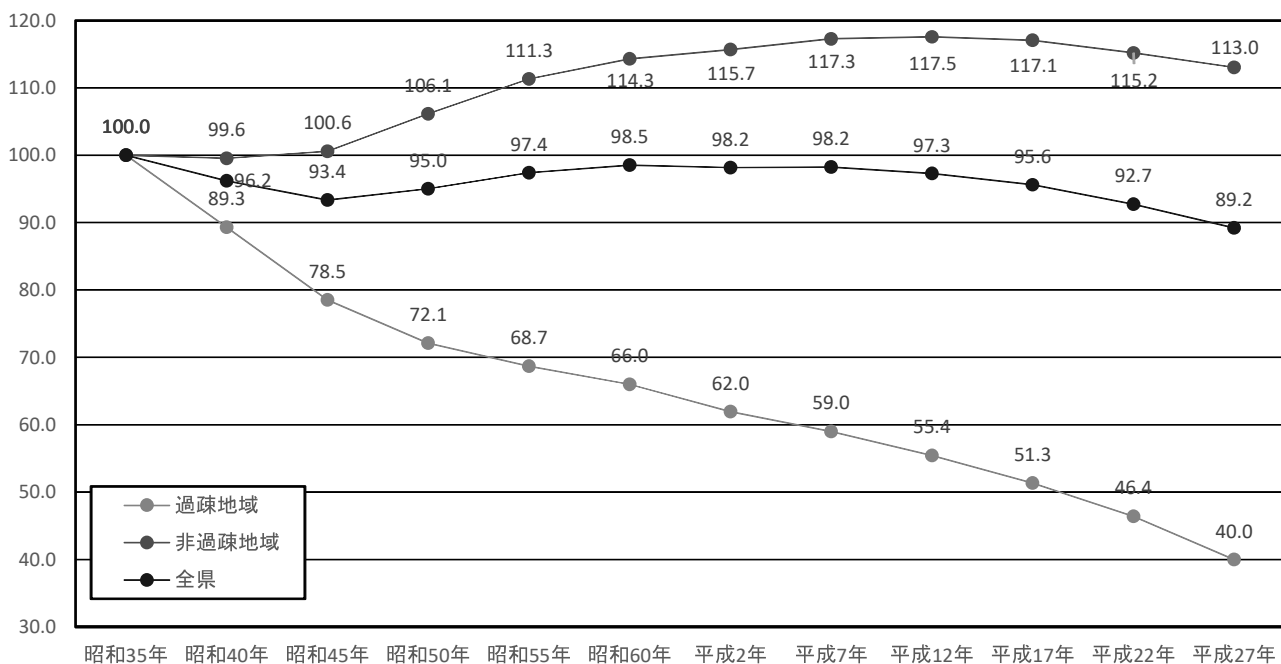
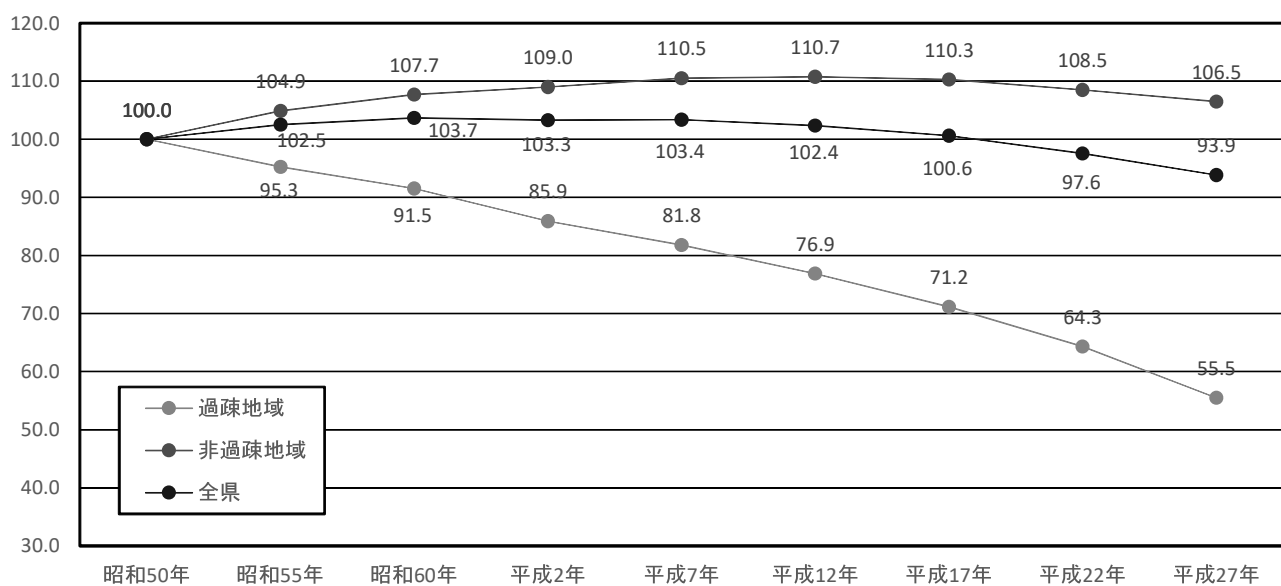


図2-2 昭和50年人口を100とした場合の指数グラフ

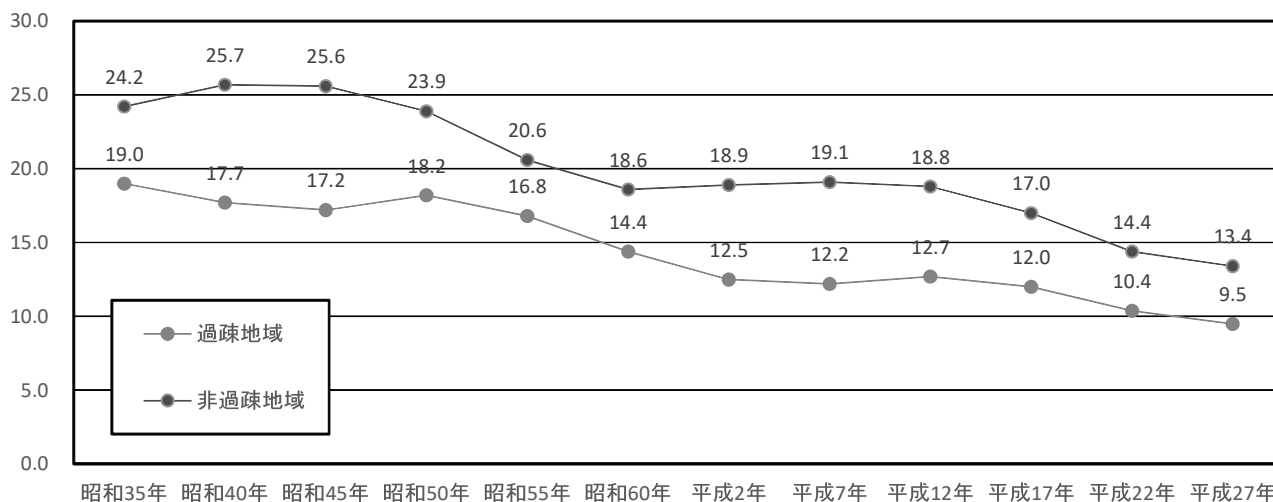


② 若年者

過疎地域では、昭和35年から平成27年の55年間に、若年者（15～29歳人口）比率が19.0%から9.5%に減少している。

一方、非過疎地域においても若年者比率は24.2%から13.4%に減少しており、過疎地域、非過疎地域ともに若年者は減少傾向にあるが、両地域の若年者比率を比較すると常に過疎地域が非過疎地域を下回っており、過疎地域の若年者不足を示している。

図2-3 本県の若年者比率の推移

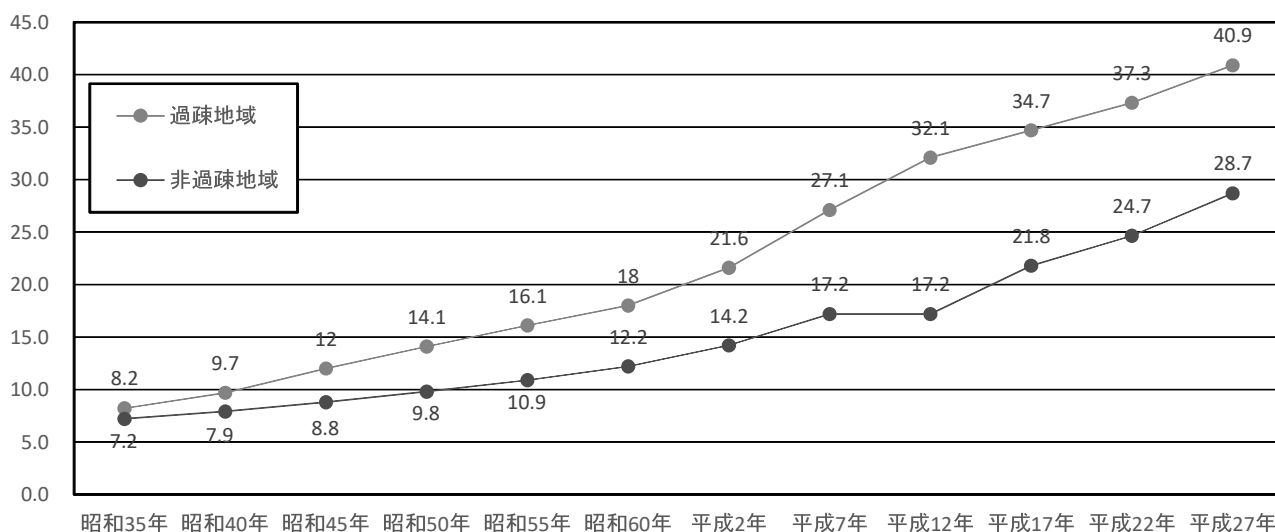


### ③ 高齢者

過疎地域では、昭和35年から平成27年の55年間に、高齢者（65歳以上人口）比率が8.2%から40.9%と大幅に増えている。

また、非過疎地域においても、高齢者比率は7.2%から28.7%に増えているが、両地域の高齢者比率の推移を見ると、その間に差が拡大傾向にあり、過疎地域の高齢化が顕著となっている。

図2-4 本県の高齢者比率の推移



#### (4) 財政状況

県内市町村の標準財政規模（令和元年度決算）をみると、過疎団体の平均は4,974百万円で、非過疎団体の11,738百万円と比べて財政規模が小さく、元年度単年度財政力指数では、過疎団体は0.219と、非過疎団体の0.660と比べて財政力が脆弱である。

歳入総額に占める地方税（自主財源）の割合をみると、過疎団体10.29%に対し、非過疎団体では32.19%となっており、過疎団体は財源の大部分を地方交付税等に頼らざるを得ない状況となっている。

また、各市町村においては、これまでも集中的な行財政改革が進められてきたが、公共施設の老朽化対策への対応など新たな行政課題も生じており、更なる取組みが求められている。

表3 令和元年度決算にみる過疎団体の財政状況

| 団体区分   | 標準財政規模<br>(百万円) | 令和元年度<br>単年度<br>財政力指数 | 歳入総額<br>に占める<br>地方税(%) |
|--------|-----------------|-----------------------|------------------------|
| 公示過疎団体 | 4,974           | 0.219                 | 10.29                  |
| 非過疎団体  | 11,738          | 0.660                 | 32.19                  |

#### (5) 産業別就業者数と産業別総生産額の状況

平成27年の産業別就業者数及び産業別総生産額をみると、過疎地域では、就業者数48,768人、総生産額350,525百万円となっており、非過疎地域では就業者数294,138人、総生産額2,732,141百万円となっている。

また、平成27年の産業別就業者の割合を見ると、過疎地域では、農業を中心とした第1次産業の割合（14.5%）が非過疎地域（7.1%）よりも高くなっている。

これまでの推移をみると、過疎地域では、昭和35年の就業者数は121,041人となっていたが、平成27年では48,768人と59.7%減少しており、産業別就業者の割合については、第1次産業の割合が年々減少し、逆に、第2次産業、第3次産業の割合が高くなっている。

農林水産業をはじめとする第1次産業など、過疎地域の基幹産業の厳しい状況が伺える。

図3-1 平成27年産業別就業者割合

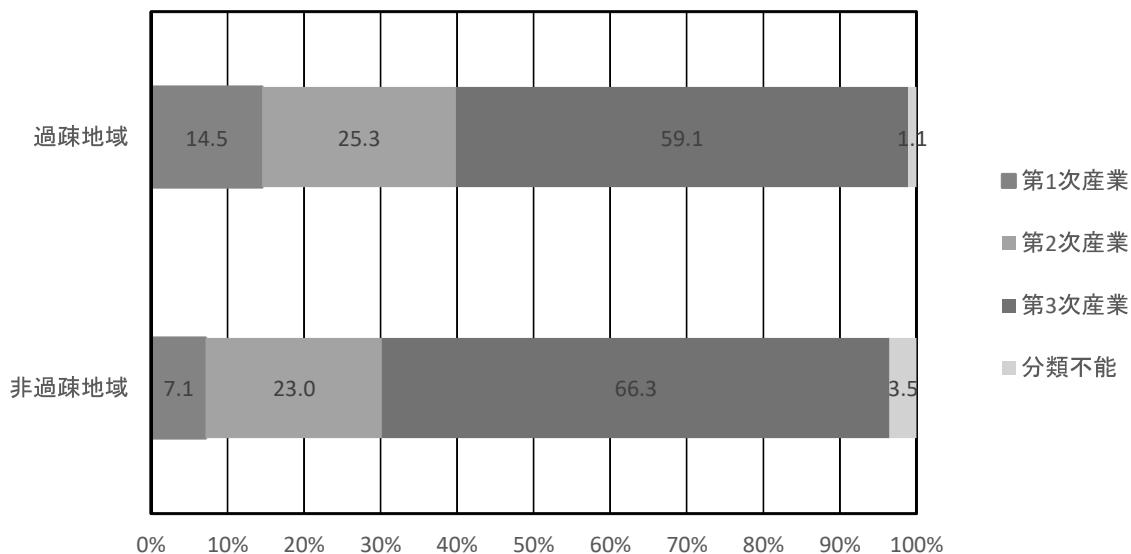


図3-2 過疎地域産業別就業者数の推移

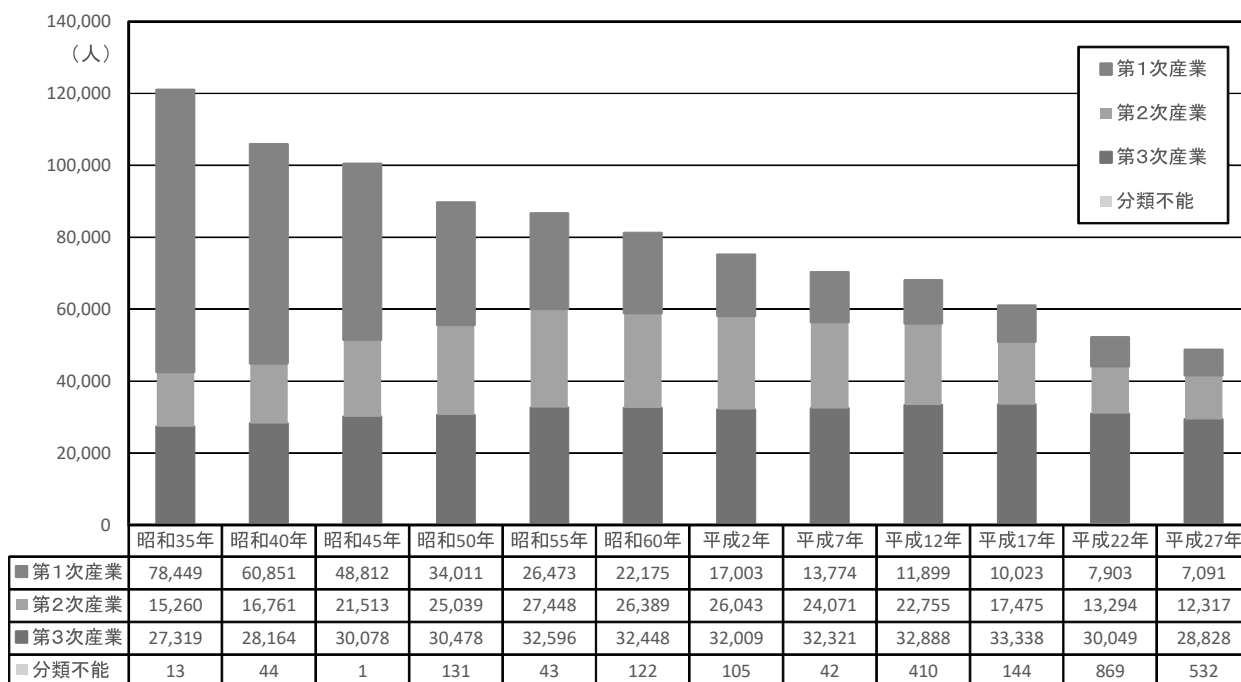
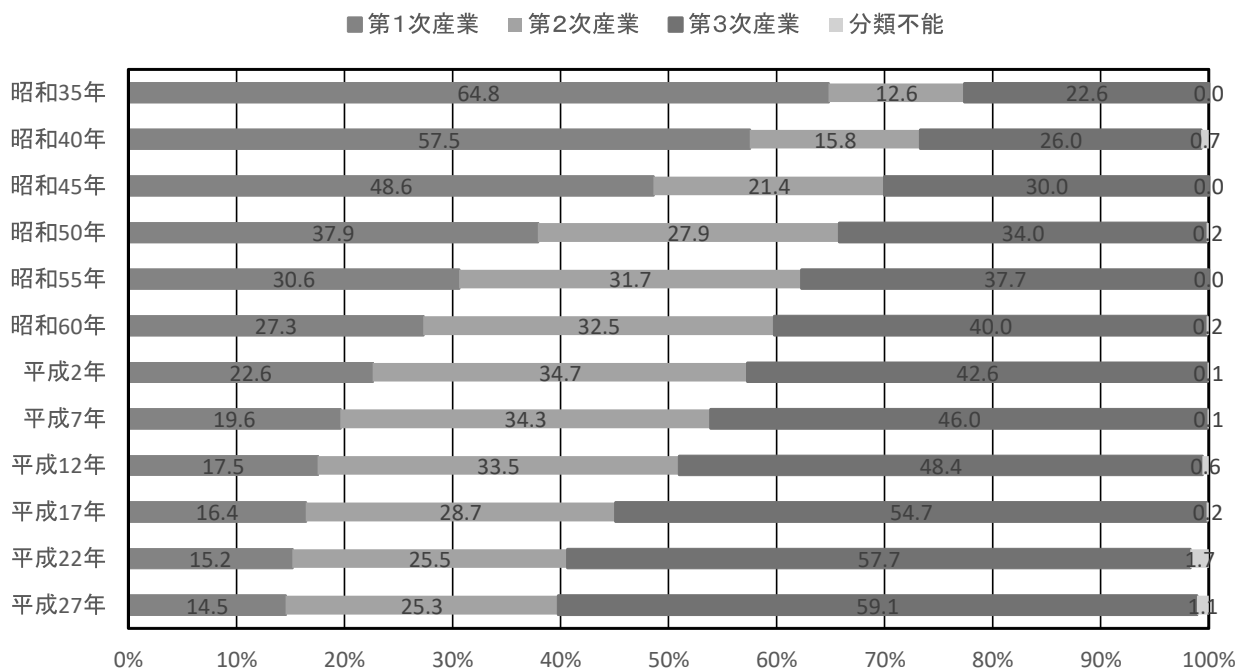


図3-3 過疎地域産業別就業者数の割合の推移



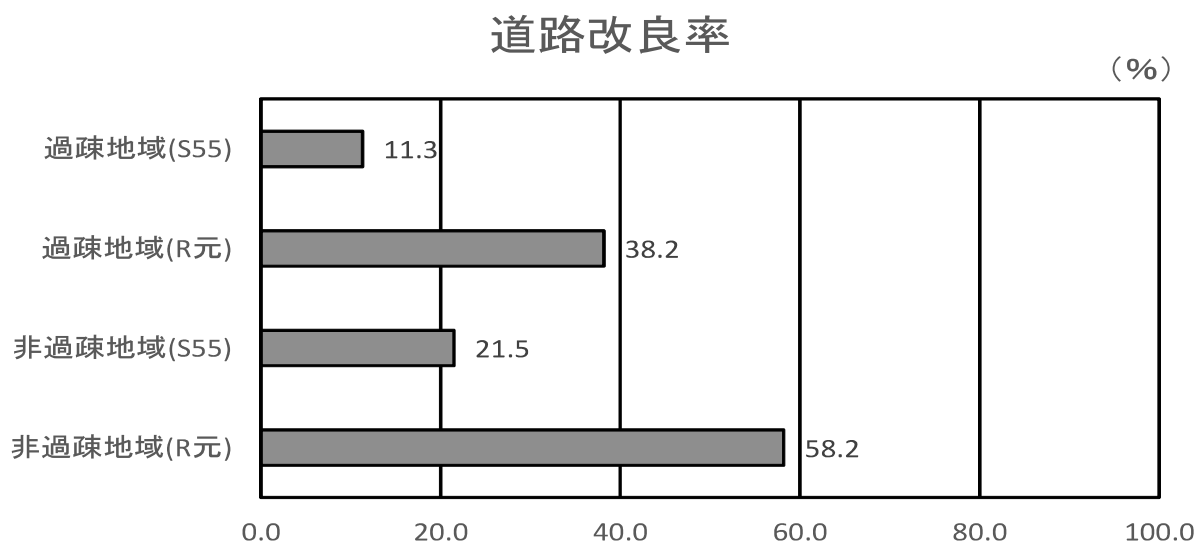
(6) 公共施設の整備状況

過疎地域において、これまで道路や上下水道などの公共施設の整備を図ってきた結果、「道路改良率」、「自動車交通不能道率」、「水道普及率」、「ゴミ収集率」、「水洗化率」は、大幅に改善が進んでいるものの、非過疎地域に比べると、依然として格差が存在している。

これらの公共施設は、生活基盤の基本となるものであり、住民生活の安全・安心や若者等の定住を図っていくためには、今後も整備を進める必要がある。

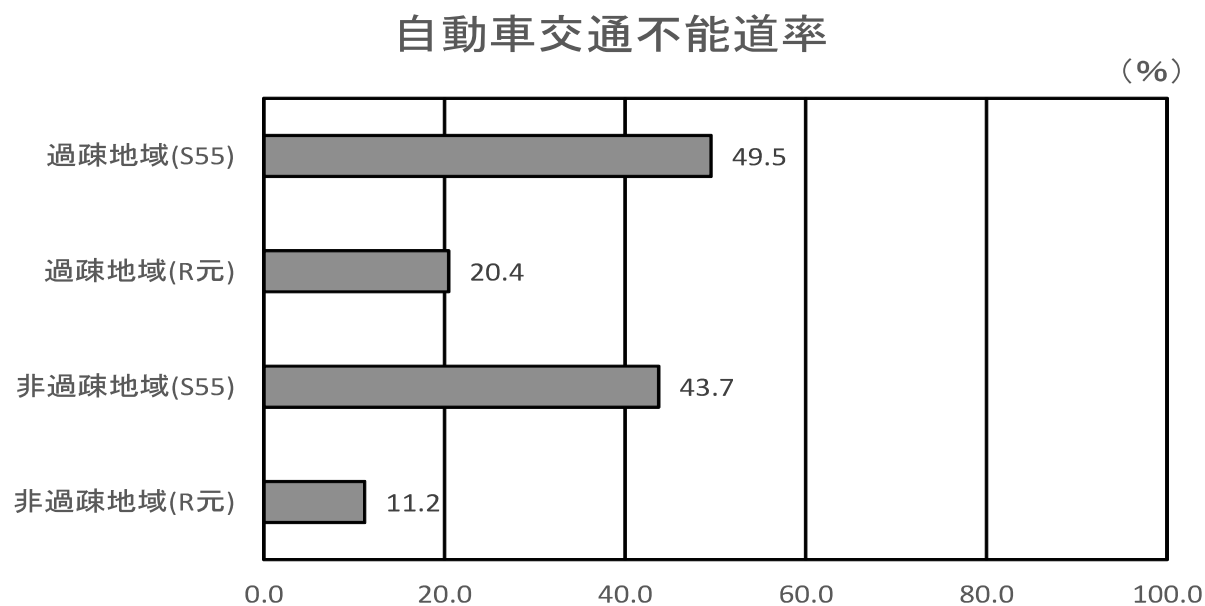
公共施設の整備状況

図4-1 道路改良率



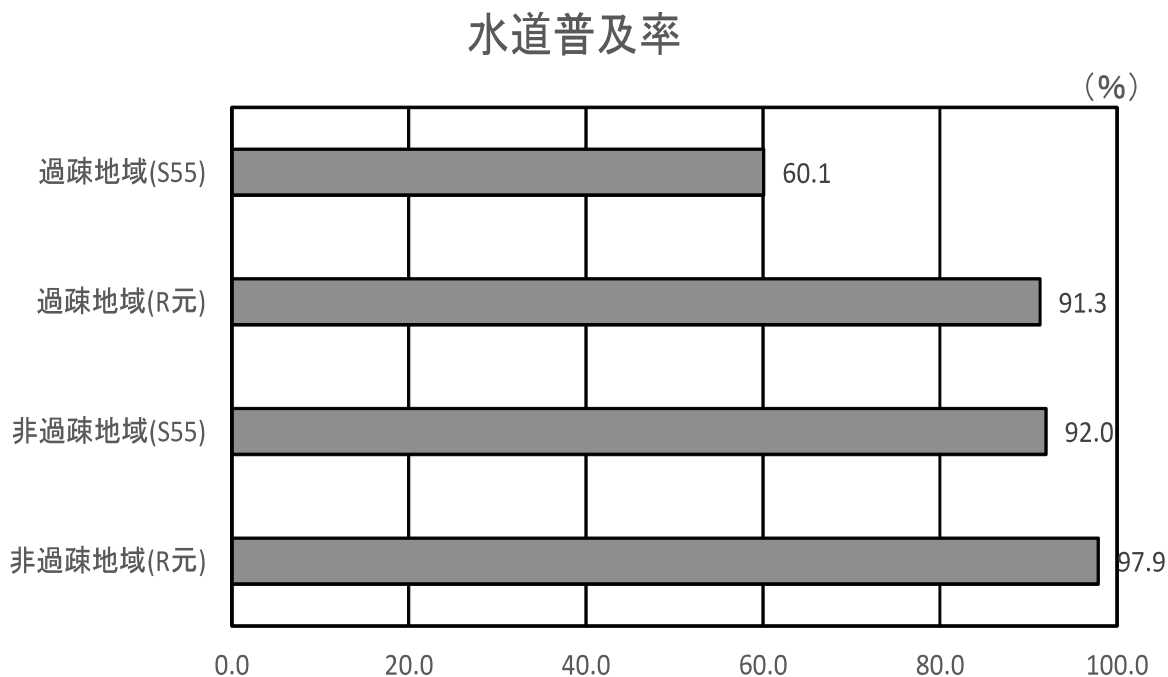
※道路改良率とは、幅員 5.5 m以上の道路構造令の規格に適合する道路（国・県・市町村道）の割合

図4-2 自動車交通不能道率



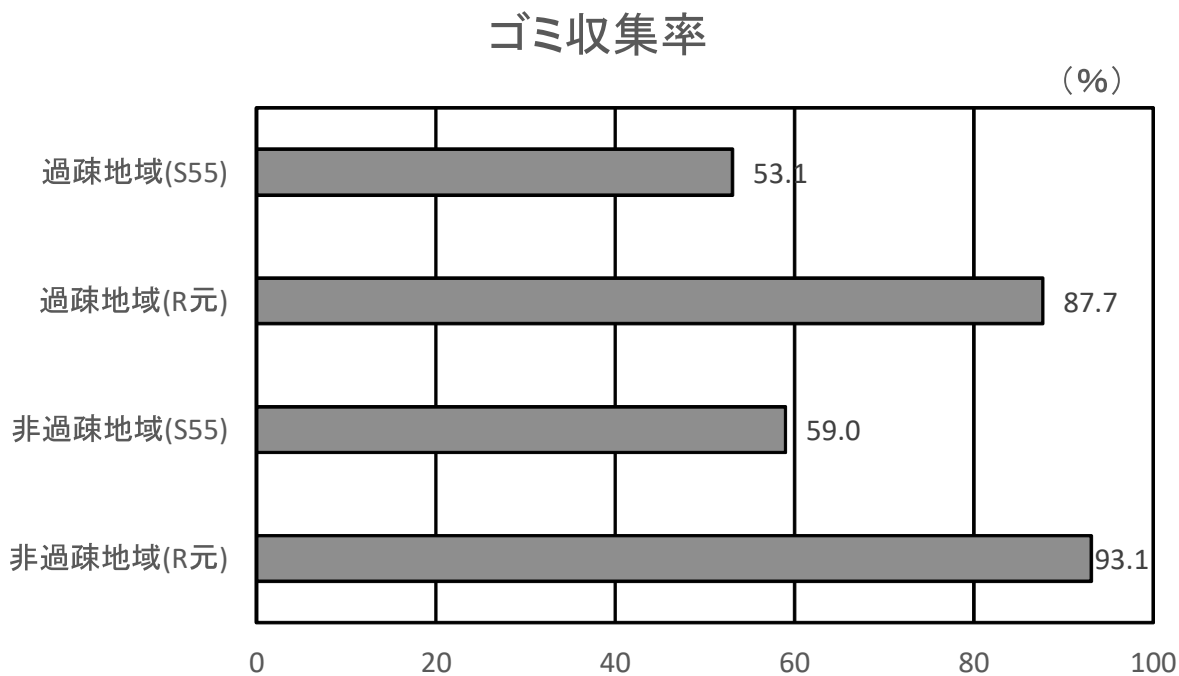
※自動車交通不能道率とは、幅員、勾配その他の状況により、最大積載量4トンの貨物自動車が行き来できない道路の割合

図 4 - 3 水道普及率



※水道普及率とは、現状における給水人口と行政区域内人口の割合

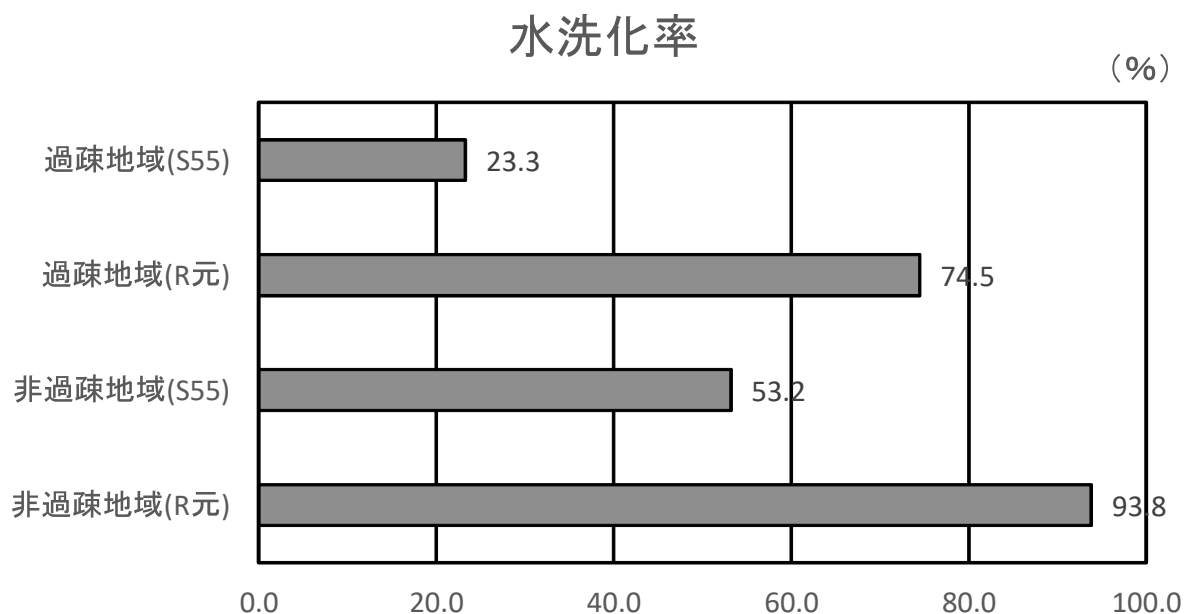
図 4 - 4 ゴミ収集率



※ゴミ収集率とは、地方公共団体が収集、処理している収集量の年間総排出量に対する割合



図4-5 水洗化率



※水洗化率とは、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、単独浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合

注) 表3、図3-1から3-3及び図4-1から4-5については、一部過疎地域及び特定市町村の区域を非過疎地域として整理

## (7) これまでの過疎対策の成果と課題

過疎地域については、昭和45年度に「過疎地域対策緊急措置法」が施行されて以来、令和2年度まで約50年間にわたり、過疎地域の振興を図るため、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業を実施してきた。

この結果、公共施設の整備の面や住民の暮らしを守る対策などで一定の成果があがっているが、依然として都市部との格差が存在している。

また、基幹産業である農林水産業や建設業などの低迷に加え、集落全体の相互機能の低下、身近な交通手段の不足や医師不足など、住民の安全・安心に関わる問題を抱えている。

さらに、地域の担い手不足による伝統や生活文化の喪失、森林の荒廃や耕作放棄地に見られるように、過疎地域の豊かな自然環境・景観が損なわれる恐れも生じている。

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、田舎暮らしにあこがれ、スローライフを求める志向の高まりが見られるとともに、コロナ禍において、過疎地域は密集のリスクを避けながらスマートライフを実践できる場として、その「魅力や価値」が再認識されており、都市部を離れて地方への移住に関心をもつ若者も増えている。

このような、多様なライフスタイルを実現する機会を提供している場である過疎地域において持続的発展を達成するには、生活基盤整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や5Gをはじめとする未来技術などを活用しながら、地域の実情に応じた身近な生活交通や医療・福祉の確保、集落の維持・活性化及び地域人材の確保など、生活により密着した対策を県及び市町村が一体となって取り組む必要がある。

## 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

本県過疎地域（13市町村）は、県土の約7割を占めており、「国土・環境の保全」や「食料、水及びエネルギーの安定的な供給」、「美しい景観」や「地域の歴史・文化の継承」など、多面的な機能を有しており、農山漁村のみならず、都市住民の安全・安心な暮らしを支えている「国民共通の財産」である。

また、東京圏への人口集中による大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の被害への対策として、デジタル技術等を活用した「新次元の分散型国土」の機運が高まる中、過疎地域の役割は一層重要なものとなっている。

しかしながら、著しい人口減少と少子高齢化、地域産業の低迷などにより、地域全体の活力が低下しており、特に、地理的条件の厳しい集落などでは、交通手段、医療・福祉、生活環境など、住民生活に関わる多くの課題を抱えている。

これまで過疎対策は、過疎法に基づき、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業に取り組んできたが、依然として都市部との格差が存在している。

今後の過疎対策の推進にあたっては、「コロナ禍を契機とした『新次元の分散型国土の形成』」、「強靱な『地域交通体制の整備・構築』」、「安全安心な『地域医療体制の確保』」、「誰一人取り残さない『デジタル社会の推進』」、「脱炭素社会をリードする『グリーン社会の推進』」の5つを重点事項として、11の施策体系を柱に、県及び市町村が一体となって、総合的かつ計画的な対策を積極的に推進する。

さらに、県においては、県政運営指針である「『未知への挑戦』とくしま行動計画・行動計画編」の「『5つのターゲット』と『重点戦略』」の実現に向け、「国の財政支援制度」などを有効活用し、必要な生活基盤の整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や5Gをはじめとする未来技術などを活用しながら、地域の実情に応じた、身近な生活交通や地域医療の確保、集落の維持・活性化及び地域人材の確保などの生活に密着した対策を重点的に推進する。また、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

### <5つの重点事項>

- ① コロナ禍を契機とした「新次元の分散型国土の形成」
- ② 強靱な「地域交通体制の整備・構築」
- ③ 安全安心な「地域医療体制の確保」
- ④ 誰一人取り残さない「デジタル社会の推進」
- ⑤ 脱炭素社会をリードする「グリーン社会の推進」

### <施策体系>

- ① 移住・定住・地域間交流の促進及び人材の育成
- ② 産業の振興
- ③ 地域における情報化（デジタル社会の推進）

- ④ 交通施設の整備及び交通手段の確保
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑦ 医療の確保
- ⑧ 教育の振興
- ⑨ 集落の整備
- ⑩ 地域文化の振興等
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用推進

＜「未知への挑戦」とくしま行動計画・行動計画編 「5つのターゲット」と「重点戦略」の体系＞

| 5つのターゲット                     | 重点戦略   |
|------------------------------|--|
| 1 未来へ雄飛！<br>「笑顔とくしま・県民活躍」の実装 | 1 移住交流拡大！深化する地方創生<br>2 学び直しを支援！「リカレント教育」本格展開<br>3 人生100年時代！健康寿命延伸へ「フレイル対策」展開<br>4 県民総自己実現！「ダイバーシティとくしま」の推進<br>5 次代へつなぐ！少子化対策の推進                    |
| 2 未来へ加速！<br>「強靱とくしま・安全安心」の実装 | 1 未知なる災害を迎え撃つ！「事前復興」の推進<br>2 国土強靱化を牽引！「災害列島」から「安全安心列島」へ<br>3 「命」と「健康」を守る！地域医療提供体制の充実強化<br>4 みんなで守り育てる！「安全安心な地域づくり」の推進<br>5 野生鳥獣との共生！適正な関係構築と利活用の推進 |
| 3 未来へ挑戦！<br>「発展とくしま・革新創造」の実装 | 1 全国を先導！第4次産業革命の実装<br>2 ニューノーマル対応！観光誘客の拡大<br>3 世界へ雄飛！進化する徳島ブランドの展開<br>4 世界スタンダード！徳島未来教育の創造<br>5 ポスト東京オリパラ！経済好循環へ                                   |
| 4 未来へ発信！<br>「躍動とくしま・感動宝島」の実装 | 1 世界に誇る！「あわ文化」の創造と継承<br>2 世界へ雄飛！「スポーツ王国とくしま」新次元の進化<br>3 目指すは世界標準！「スポーツレガシー」の創造と継承<br>4 共生社会の実現！障がい者スポーツ・芸術文化の深化<br>5 新次元！文化スポーツ施設「グレードアップ戦略」の展開    |
| 5 未来へ継承！<br>「循環とくしま・持続社会」の実装 | 1 脱炭素社会実現へ！「緩和策」と「適応策」の推進<br>2 新時代を先導！再生可能エネルギーの社会実装<br>3 自然との共生！「生物多様性とくしま戦略」の展開<br>4 徳島発！持続可能な行政手法の発信<br>5 近未来とくしま！「東京オリパラ」から「大阪・関西万博」へ          |

### 3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民の日常生活圏は、市町村の区域を越えてますます広域化する中、市町村エリアを超えた広域的な地域を単位として活性化に取り組むことは、事業規模の拡大や効率的な投資などの面で期待できることから、今後の過疎対策の実施にあたっては、広域的な視点に立ち、各市町村の特性を踏まえながら、適正な役割分担と相互の有機的関連性を保って実施していくことが重要である。

こうしたことから、本方針に基づき策定される「県過疎地域持続的発展計画」及び「市町村過疎地域持続的発展計画」については、県政運営指針である『『未知への挑戦』とくしま行動計画』及び「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」との整合性を図るとともに、「圏域振興計画」や「定住自立圏共生ビジョン」などの広域的な計画と相互に整合性を保つよう十分に調整を図るものとする。

## 第2 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成

### 1 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成の方針

過疎地域は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が増えはじめているほか、「県人会への加入」や「ふるさと納税」から「デュアルスクールの利用」、「サテライトオフィス企業社員等の二地域居住」まで、地域との関わりの形態・進度は異なるものの、地域や地域の人々と多様に関わる者が増えており、この「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が、過疎地域の担い手となることが期待されている。

このため、様々な機会を通じて、徳島ファンを確保し、地域に「想いを寄せる」「関わる」「更に想いを寄せる」という循環を生み出すことで、過疎地域の活性化につなげる。

過疎地域において、地域力の維持・強化を図るためには、移住・交流施策を更に進めることにより、地域づくりの担い手不足を解消し、これまで以上に地域外の人材の力を地域に取り込むことが必要になっている。

このため、自治体や移住支援団体と緊密な連携をはかり、相談窓口の設置等による情報発信のみならず、移住体験ツアー等の機会の提供や移住体験住宅の整備、移住希望者に対する職業紹介、さらには、移住コーディネーターや定住支援員の設置等、創意工夫をこらした地域の取組みを推進する。

### 2 移住・定住の促進

著しい人口減少が続く過疎地域を支え、住民の活気が満ちあふれ、多様な人材が活躍する「持続可能な地域づくり」を推進する必要がある。

引き続き、移住・定住の促進を図ることにより、大都市部から地方への新しい人の流れを生み出す「とくしま回帰」を加速させ、地域力の維持・強化を実現する。

### 3 地域間交流の促進

コロナ禍により、大都市部の人口集中に伴うリスクが顕在化するとともに、テレワークが一般化するなかで、兼業・副業やフリーランスなど多様な働き方の期待が高まり、「地方回帰の機運」が上昇している。

過疎地域は、豊かな自然や伝統文化を受け継ぎ、「国土の保全」などの多面的機能を担うのみならず、コロナ禍において、密集のリスクを避けながらスマートライフを実践できる場として、その「魅力や価値」が再認識されており、これまで以上に、地域の魅力を最大限活かしながら、都市住民との連携・交流を推進していくことで、地域活性化に繋げることが必要である。

このため、地域の魅力を積極的に情報発信するとともに、「サテライトオフィス」や「ワーケーション」など多様な働き方の提案や、「デュアルスクール」など、二地域居住の推進に係る環境整備を進めることで、地域間の交流促進を図る。

また、空き家や廃校舎等のリタイアインフラの有効活用により交流拠点の整備に努めるとともに、農山漁村の暮らし体験など交流事業を展開し、都市と過疎地域の交流人口の増加を促進し、地域の活性化を促進する。

#### 4 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

人口減少や少子高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。

このため、「地域おこし協力隊」、「地域プロジェクトマネージャー」等、国の制度を積極的に活用し、都市地域の人材を積極的に誘致するとともに、定住および定着に向けた支援の充実を図り、地域の活力維持や地域の課題解決につなげる。

## 第3 産業の振興

### 1 産業振興の方針

本県産業の振興を図り、雇用機会の確保・拡充及び所得水準の向上等を図っていくことは、過疎地域をはじめとする地域経済社会の発展にとって重要な課題である。

特に、農林水産業は、豊かで充実した食料の提供を通じ、県民はもとより多くの人々の「いのち」を支えており、過疎地域をはじめとする生産活動の場である農山漁村は、「くらし」に潤いを与え、恵まれた自然環境や地理的条件を活かし、数々の「とくしまブランド」を生み出すとともに、基幹産業として本県経済を支えている。

このため、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に基づき、地域の農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成や、豊富な資源と地域の特性を活かしたブランドづくり、未来技術の実装による生産性向上、生産基盤の強靱化などの取組みを推進し、過疎地域ならではの「持続発展的な農林水産業」の振興と「活力ある農山漁村」の創出を図る。

また、「中小企業振興条例」に基づき、中小・小規模事業者の産業活動の基盤を築き、本県産業の持続的発展を図る。

過疎地域においては、企業誘致優遇制度の活用などにより、県内外の企業の県内投資を促進するほか、ICTを活用した新たな雇用の場の確保・充実や過疎地域の特性を活かした起業や人材育成、農工商連携を促進し、地域資源の活用による地域産業の振興を図る。

観光振興については、「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」、「徳島県観光振興基本計画（第3期）」に基づき、本県観光の振興に関する施策の推進を図ることとしており、DMOとの連携により、過疎地域の豊かな自然環境や伝統文化などを活用した体験型観光・滞在型観光に取り組むとともに、徳島ならではの地域資源を活かした魅力あふれる観光地づくりを推進する。



## 2 農林水産業の振興

### (1) 次世代人材の育成・確保

過疎地域における次世代の農林水産業を担う人材を確保するため、「とくしま農林水産未来人材スクール」において本県農林水産業の魅力や就業支援制度等の情報発信を行い、U I J ターン者や他産業からの転職者など、就業希望者の発掘から農林水産業への定着をサポートする。

また、農林水産各分野で即戦力となる人材育成を行うとともに、女性やアクティブシニア、障がい者など多様な担い手の育成に取り組む。

農業では、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積や集落営農組織の育成とともに、個人・家族経営の法人化を推進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

また、農業大学校や「徳島かんきつアカデミー」はじめ「アグリビジネスアカデミー」において、生産技術の基礎はもとより「スマート農業」や加工食品の開発・商品化などコースの設置、充実を図り、次代の本県農業を担う人材育成に取り組む。

林業では、新規林業従事者の更なる参入を促すため、「とくしま林業アカデミー」での研修とともに、プロフェッショナル人材を育成するため、各種資格取得をはじめ、高度な伐採技術の習得や安全管理など、「ステップアップ方式」による育成研修を実施し、また、持続可能な森林経営を推進するため、「意欲と能力のある林業経営体」の育成を行う。

漁業では、「とくしま漁業アカデミー」を核に、人材の確保・育成を推進するとともに、全ての漁業者を対象とした、段階別のリカレント教育を効果的に実施することで、次代の「浜を担う人材」の育成を図る。

### (2) とくしまブランドの展開

過疎地域における農林水産物のブランド力を高め、「もうかる農林水産業」の実現を目指すため、消費行動の変容に対応した新たな販路開拓等に向け、多様な販売チャネルを活用した「しなやかな販売戦略」の実践とともに、中山間地域の特性を活かした園芸産地の強靱化に向け、関係機関・団体と連携し、生産・流通に係る様々な課題の解決を図り、安定供給に向けた足腰の強い「マーケットイン型」の産地の育成・強化に取り組む。

また、生産者等の意欲やアイデアを活かした「地域ビジネス」のスタートアップと事業継続・拡大の支援とともに、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組む。

農産物では「とくしまブランド推進機構」と連携し、スマート技術、省力化技術の実装や気候変動に対応した新品種・技術の導入の支援、増産に向けた産地間連携、「B to B」に特化した販路拡大、輸出に取り組む事業者の支援による海外展開の加速などに取り組む。

畜産物では、阿波尾鶏について「地鶏出荷羽数・日本一」を維持する更なる増産と国産基準の認証取得、また、「とくしま三ツ星ビーフ」認定制度、ハラール専用食肉施設の活用によるブランド力の強化と輸出環境の整備に取り組む。

また、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向け、定期的な情報収集やサーベイランス、防疫演習等を行うとともに、必要な防疫措置を的確・迅速に実施するための体制を強化する。

木材については、主伐を中心とした増産を目指すほか、加工・流通施設の整備や新商品開発、「徳島木のおもちゃ美術館」を核とした「木育活動」や県産材の利用促進など、川上から川下まで一体的な取組みを推進する。特用林産物では、生産量全国一位の「生しいたけ」をはじめ特用林産物では、生産技術の指導や栽培施設の整備を推進する。

水産物では、安定生産を図るため、種苗生産・放流による「栽培漁業」と水産資源を持続的に利用していくための「資源管理型漁業」を推進するとともに、6次産業化の推進による新商品の開発や新たな養殖品目の導入、食育・魚食普及による消費拡大に取り組む。

### (3) スマート農林水産業の実装

就業者の高齢化・減少が進行している過疎地域における生産性を飛躍的に向上させるため、5GやIoT、ビッグデータ、AI、ロボット等未来技術を活用し、超省力生産や多収・高品質生産などを可能にする「スマート技術」の研究開発・現場実装を推進する。

農業では、熟練農家の技術を可視化した高品質生産モデルの構築や5Gを活用した遠隔診断や技術指導の研究・実装のほか、「農業用ドローン」や「アシストスーツ」、「自動走行トラクタ」など先進機械の現場導入を支援する。

林業では、航空レーザ測量データなど様々な情報を集約した「森林GIS」により、精度の高い森林資源情報を整備するほか、ドローン、先進林業機械などの活用により、増産や生産性向上につなげる。

漁業では、漁場形成に深く関わる潮流情報や「操業データ収集網」の構築を進めるとともに、水温等のリアルタイム配信や観測地点の追加などにより、漁業者の利便性向上を図る。

### (4) 生産基盤の強化

過疎地域において、自然条件・立地条件を活かした農林水産業の生産性向上を図るとともに、農山漁村が持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が発揮されるよう、生産基盤の整備を図る。

また、頻発化・激甚化する自然災害に対応し、農山漁村で暮らす人々の生命及び

財産を守り、安全・安心な生活環境を築くため、平時から強靱な生産基盤の整備、BCPの実効性向上など危機事象に備えた取組みの強化を進める。

#### ア 生産基盤の整備

担い手への農地集積を推進するほ場整備や、農業用排水路施設の整備など地域の実情に応じた生産基盤の整備を推進する。

また、森林の整備と県産材の利用を促進するため、森林境界の明確化とともに、搬出間伐や主伐に対応した高性能林業機械の導入と林道、林業専用道、森林作業道などの林内路網を計画的に整備する。また、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、計画的な間伐や森林の更新、複層林・針広混交林の育成など、多様で健全な森林の整備を推進するとともに、重要な森林の公有林化や保安林、「とくしま県版保安林」の指定による公的管理を推進する。

水産基盤では、漁獲量の向上に向け、稚魚の成育場となる「藻場の造成」に取り組むとともに、掃海事業の実施などにより、生産力の高い漁場づくりを推進する。また、漁港機能の集約化により漁獲物の販売活性化を図るほか、荷揚げ作業の効率化・省力化や安全・安心な漁獲物を安定的に供給するための漁港や漁業施設等の整備を推進する。

#### イ 自然災害への対応

大規模自然災害からの農業・漁業の維持・継続と被災後の早期再開に向け、農業版・漁業版BCPの実効性向上や土地改良区・漁協版BCPの策定を促進するとともに、緊急性の高い地域の「地籍調査」を加速させる。

土地改良施設の耐震化を進めるほか、決壊の影響が大きい「防災重点農業用ため池」については、劣化や耐震への対応など必要に応じてハード整備を行うとともに、監視カメラ・水位計等の設置やハザードマップの作成など、ソフト対策も併せて推進する。

山地防災力の強化では、治山施設や森林の整備とともに、地域事情に精通した「山地防災ヘルパー」による情報収集体制の強化や地域住民への啓発活動を推進する。

漁港や海岸の耐震・津波対策の推進による生産現場の強靱化を実施するとともに、住民の迅速な避難に資するよう津波・高潮浸水想定区域図の活用など、ハード・ソフトが一体となった対策を推進する。

#### (5) 持続可能な農林水産業、農山漁村の実現

過疎地域の豊かな漁場や森林、農山漁村の保全、また、気候変動対策や環境保全型農業の実践等による、持続可能な農林水産業・農山漁村の実現に取り組む。

## ア 気候変動対策

気候変動による影響を回避・軽減するため、農業分野では、気象データに基づく生産管理・生育予測技術や新たな病害虫に対する防除技術及び地球温暖化への適応品種の開発・普及に取り組むとともに、水産分野では、高水温でも生育・品質が良好な養殖品種について導入を図る。

緩和策として、立地条件に応じ農業用水を活用した小水力発電や太陽光、森林資源等を活かしたバイオマスなどの自然エネルギー導入支援に取り組み、農山漁村地域でのエネルギーの地産地消を進める。

地球温暖化防止に資する森林吸収源対策を着実に進めるため、「森林環境譲与税」を財源に森林整備を一層推進する。

さらに、沿岸部において、大気中の二酸化炭素を貯蔵する「藻場」の造成を推進する。

## イ 安全・安心な食料の安定供給

化学肥料及び化学合成農薬の使用低減、確実な生産工程管理による有機JASやGAP等の認証取得を推進することで、持続性が高く安全・安心な農産物を生産する「エシカルファーマー」の養成を行う。

「JGAP家畜・畜産物」や「農場HACCP」など、国際基準の認証取得に向けた取組みを支援し、生産性向上と持続可能な畜産業の実現を図る。

水産資源や環境に配慮した方法で生産する漁業や養殖業を認証する「水産エコラベル」の活用を推進する。

## ウ 県民等と連携した農山漁村づくり

地域コミュニティの維持・自立化を図るため、農山漁村の住民自らが策定する地域活性策の作成から実践までの支援や、地域リーダーとなる「ふるさと水と土指導員」の育成・活動支援、地域住民と企業・大学・団体等の協働活動の支援を進めるとともに、農林漁家民宿の「ワーケーション」への活用など都市と農山漁村の交流を図り、「関係人口」の増加に努める。

傾斜畑や棚田の営農継承による景観、生態系など地域資源の保全や、特産物の生産振興等に取り組む地域を支援するため、県、市町村、生産者、民間団体等の連携により、担い手の育成・確保や6次化商品の開発支援、情報発信等を行う。

また、県民・企業・団体など県民総ぐるみによる「とくしま協働の森づくり事業」により、森林づくり活動を通じた環境保全や気候変動対策への意識醸成に取り組む。

## エ 耕作放棄地対策

耕作放棄地は、農作業の非効率化や病虫害の発生、野生鳥獣の侵入をもたらすなど、地域の営農活動を維持する上で、また、県民の良好な生活環境を保全する上でも大きな課題となっている。

農地は食料の安定供給、豊かな自然環境の保全や災害の防止など、多面的な機能を有する県民共有の財産であることから、「日本型直接支払制度」の活用をはじめ、農地中間管理機構を通じた法人や規模拡大農家など担い手への農地集積、適切な鳥獣被害対策等に取り組み、耕作放棄地の発生防止とその解消を図る。

## 3 地場産業の振興

本県地場産業が、人口減少等による国内市場の規模縮小、高度情報化や経済のグローバル化による競争激化、技術継承問題など、大きく変化している経済情勢に柔軟かつ力強く対応し、生き残るためには、代表的な地場産業である「機械金属工業」、「木工業」、「食料品製造業」などが、高度な技術力の集積や本県の強みを活かしながら、様々な分野において主体的かつ創造的な事業活動を展開し、競争力を有し、先進的で魅力ある産業へと成長発展していくことが必要である。

こうしたことから、地場産業の振興を推進する組合等が実施する独自の製品開発による業界ブランドの創出や新たな市場開拓による販路の拡大、産業集積を活かした新分野への展開などを積極的に支援する。

## 4 企業の誘致対策

都市部と比べて安定的な人材確保が困難な過疎地域では、よりきめ細やかな企業誘致施策が求められる。

このため、関係市町村と連携した遊休施設や空き家などの立地候補施設の情報発信や過疎地域を対象とする企業誘致優遇制度の活用などに加え、人材確保に対する支援を行うことで、県内外の企業の進出を促進する。

また、交通ネットワークの整備による生活圏の広域化に伴い、過疎地域から通勤可能な地域において、周辺への波及効果のある企業立地を推進する。

## 5 起業の促進等

少子高齢化・人口減少が進む中、コミュニティビジネスをはじめ地域課題の解決に繋がる起業を促進するため、総合的な支援体制に基づき、研究開発、製品開発、事業化・市場化、販路拡大等の各段階に対応した各種の補助制度や融資制度、各種セミナーの開催、インキュベーション施設の提供、販路拡大のためのマッチングフェアの開催な

ど、支援事業を展開する。

また、県、商工団体等による情報提供や経営支援に併せ、ふるさと納税や中小企業向け融資制度の活用などにより、若者、女性、高齢者やU I Jターンによる起業を促進し、地域の活力の向上を図る。

## 6 事業承継の促進

過疎地域においては、人口減少や少子高齢化、企業数の減少などによる地域経済の活力の低下がみられる状況となっており、地域企業の後継者の育成やマッチングによる、経営資源の継承が特に重要な課題となっている。

このため、経済団体・専門機関・金融機関・行政等が一体となった支援や情報発信を行うとともに、移住や創業と連携したマッチング支援に取り組むことにより、事業承継の促進を図る。

## 7 テレワークの促進

I C Tの発達により、在宅勤務やサテライトオフィスなどのテレワークを導入することで、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となってきている。

過疎地域における新たな雇用の場の確保・充実に向け、本県の全国トップクラスのブロードバンド環境を活用し、テレワーク促進のための環境整備やテレワーカーの育成などを行い、テレワークの普及を図る。

## 8 情報通信関連産業の振興

過疎地域の持続的発展に向けた雇用機会の拡充や地域経済の活性化を図るため、立地場所を問わず、多様な就労形態にも対応できるコールセンター等やI C T企業などのサテライトオフィス等の誘致を推進する必要がある。

このため、全国屈指のブロードバンド環境などの優れた立地環境をP Rするとともに、関係市町村と緊密に連携した企業誘致活動や過疎地域を対象とする企業誘致優遇制度の活用などにより、情報通信関連産業の集積を図る。

## 9 農工商連携・6次産業化の推進

本県は、豊かな自然に恵まれた良質な農林水産物が豊富に産する「食材の宝庫」であるとともに、優れた加工技術を有する中小企業が数多く存在している。

このため農林水産物の生産から加工、販売までを一貫して取り組む「6次産業化人材」の育成、消費者ニーズに対応した新商品の開発や技術開発、E Cサイトや通販カタログ

の活用による新たな販路開拓等を支援することにより、過疎地域の、新たな雇用の創出や所得の向上を図る。

## 10 商業の振興

過疎地域においては、少子高齢化による商圏人口の縮小、交通手段の変化、消費者ニーズの多様化、後継者不足等により、地域のにぎわいの核である商店街や地域生活を支えてきた小規模小売業はかつてないほど厳しい状況にある。

このため、融資制度による経営の下支え、U I J ターン者等に対する新規創業支援、地域資源を活用した商品開発への支援を行うほか、商工会等の創意工夫を凝らした事業に対して、必要な支援を図る。

## 11 観光の振興

観光ニーズの多様化や社会・経済情勢の様々な事情の変化に的確に対応し、効果的な観光の振興を図るため、本県では、「観光振興基本計画（第3期）」を策定し、重点施策の一つに「ワーケーション」など滞在型観光推進施策を掲げ、積極的に観光振興を進めている。

県下の過疎地域においては、室戸阿南海岸国定公園及び剣山国定公園等、海・山・川などの心癒される豊かな自然や、そうした自然に育まれた豊富で新鮮な食材、伝統文化など魅力あふれる観光資源に恵まれている。

四国の玄関口となる県東部では、DMO「イーストとくしま観光振興機構」を中心に市町村と民間企業が連携し、勝浦町の「ビッグひな祭り」、日本遺産に認定された「阿波藍」、上勝町の「棚田」など、多様な観光資源を発掘・磨き上げ、域内の周遊・体験観光を通じた観光地域の形成を推進する。

南部圏域においては、DMO「(一社) 四国の右下観光局」を核とし、世界有数のサーフスポットをはじめマリンスポーツに適した「自然」、農村舞台・祭りなど地域色豊かな「文化」、海鮮料理を中心とした特産の「食」等、様々な分野において、都会には無い環境を最大限に活用し体験型観光の推進を図る。

西部圏域においても「にし阿波～剣山・吉野川観光圏(2008年国交省認定)」に加え、「食と農の景勝地(2016年農水省認定)」、「にし阿波の傾斜地農耕システム」の「世界農業遺産(2018年国連食糧農業機関認定)」の日本唯一の「トリプル認定」や2年連続のウォータースポーツの世界大会(ラフティング、ウェイクボード)の開催実績など、DMO「(一社) そらの郷」を中心に、過疎地域の地域性豊かな観光資源を最大限活かした都市型観光とはひと味違う魅力ある観光地づくりを推進する。

## 第4 地域における情報化（デジタル社会の推進）

### 1 地域におけるデジタル化の推進方針

デジタル化は今や社会のあらゆる分野に波及し、その有意性・必要性は広く認められるところであるが、一方で地域格差・情報格差により十分な恩恵を受けられていない住民も少なくない。

この格差を是正し、どこでも、誰でも、デジタル化の恩恵が享受できるよう、5G基地局や光ファイバ網等の超高速ブロードバンド基盤の整備に努めるとともに、行政のデジタル化、デジタルデバイドの解消に向けた取組み等、過疎地域におけるデジタル化の推進を図る。

### 2 電気通信施設の整備

#### (1) 情報通信基盤の整備

光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤は、デジタル社会の実現に必要なユニバーサルサービスといえるものであるが、その整備は、基本的に民間事業者により行われるものであり、民間事業者の設備投資が望めない過疎地域などにおいては、基盤整備の遅れに伴い、情報格差による新たな地域格差が生じるおそれがある。

このため、過疎地域を中心に、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を目的として、携帯電話等の移動体通信サービスの利用可能な地域の拡大を図ってきたところであるが、引き続き、5G基地局や光ファイバ等の超高速ブロードバンド環境の整備を進め、地域格差の是正（ユニバーサル化）を図る。

#### (2) 防災行政無線施設

災害発生時における迅速な情報の収集・伝達及び的確な災害対応を行うため、県と市町村等関係機関を地上系と衛星系の無線通信で結ぶ総合情報通信ネットワークシステムを運用している。

これにより、県内はもとより全国の自治体との大規模災害時の広域的通信や被害映像の全国配信が可能となっている。今後とも施設の適正な管理を行い、システムの維持を図る。

また、地域住民の安全確保と的確な災害対応の実施を推進するため、市町村防災行政無線など、市町村から地域住民への迅速かつ正確な情報伝達手段の維持を図る。

### 3 デジタル社会の推進

近年のデジタル技術の進展に伴い、過疎地域を含めた中山間地域の多い本県においては、デジタル技術を利活用することが、時間や距離など不利な条件を克服すること



ができる有力な手段である。

このため、県・市町村を挙げて、安全・安心の確保や住民福祉、地域振興、さらには産業振興を図るため、5Gや光ファイバなど超高速ブロードバンド環境の積極的な利活用を図る。

#### (1) 行政情報化の推進

過疎地域における行政効率を高め、迅速かつ的確な住民サービスを維持・向上していくためには、デジタル技術を活用した行政サービスが重要であり、行政のデジタル・トランスフォーメーションを積極的に進める。

#### (2) デジタルデバイド対策

過疎地域において、地域住民がいきいきと生活していくためには、デジタル技術を積極的・主体的に活用することが重要である。子どもから高齢者まで、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指すため、デジタルデバイド対策として、広報、啓発、教育などの事業により、デジタル技術を活用する能力を習得する機会の提供を積極的に進める。

#### (3) 地域情報の発信

インターネットは、過疎地域の魅力・特性を全世界に瞬時に発信できるものであり、地域間交流をより活性化するための重要なツールである。

このため、インターネットを通じて行政情報をはじめ、地域の伝統・文化・産業・特産品等の情報発信を積極的に進める。

また、本県の魅力発信については、地域住民のみならず、県内外の観光客や外国人観光客からもSNSを通じて魅力発信してもらえるよう、「徳島県無料公衆無線LANサービス(Tokushima Free Wi-Fi)」の周知と利活用を積極的に進める。

#### (4) 災害情報の共有化

過疎地域を含めた被災状況や避難所における被災者ニーズの把握等を行うため、「災害時情報共有システム」や地域SNS等を活用した取組みを推進する。

## 第5 交通施設の整備及び交通手段の確保

### 1 交通体系の整備の方針

過疎地域における暮らしを持続可能なものとするため、基幹集落を中心とした複数の集落間の連携や、より広い範囲での連携により、人・モノ・情報の広域的交流を促進する必要があることから、県内の幹線道路ネットワークをはじめ、基幹集落と周辺の地方都市や、他の集落を結ぶ道路整備等を促進する。

また、四国4県を結ぶ高速道路ネットワーク「四国8の字ネットワーク」は、本州四国連絡高速道路とともに、全国の高速道路ネットワークを形成することにより、産業・観光の振興や雇用の拡大などに資する「活力の道」となることに加え、救急搬送や災害輸送などの重要な役割を担う「命の道」であるため、その整備の促進を図る。

さらに、既存道路についても、安全で強靱な県土づくりに向け、戦略的な維持管理・更新等により長寿命化を図るほか、交通安全施設の整備を進め、交通の安全と円滑化を図る。

加えて、徳島ならではの「革新的な公共交通ネットワーク」の構築に向け、幹線バスなど市町村を跨がる広域的な移動手段について、国や市町村、交通事業者と連携し、維持充実させるとともに、広域的な見地から、必要な助言その他の支援を行う。

### 2 国・県道及び市町村道等の整備

#### (1) 国・県道

国・県道の総実延長約2,632.7 km（平成31年4月1日現在）における改良率67.8%に対し、過疎地域内の国・県道は実延長約1,379.2 kmで、改良率62.3%であり、整備は進んでいるものの依然として格差が見られる。

今後は、安全・安心な暮らしの確保や地域経済の発展に資する道路網の整備を促進するとともに、戦略的な維持管理・更新による長寿命化の推進を図る。

#### (2) 市町村道

市町村道の総実延長約12,704.9 km（平成31年4月1日現在）における改良率は45.9%に対し、過疎地域内の市町村道は44.6%に当たる約5,635.5 kmであるが、各地域ともその整備が遅れ、改良率は33.7%に過ぎないのが現状である。

今後は、過疎地域の持続的発展に資する路線で重点的な整備や老朽化対策の推進を図る。

### (3) 高規格幹線道路等

四国4県を結ぶ高速道路網の整備が進む中、県南地域は、高速道路ネットワークの空白地帯となっている。

今後は、過疎地域の広域交流や災害及び救急医療に資するため、徳島南部自動車道（徳島JCT～阿南IC（仮称）間）や阿南安芸自動車道の整備促進を図る。

## 3 農道、林道等の整備

### (1) 農道

県内の農道として管理されている延長561km（令和2年8月現在）のうち過疎地域内の農道は延長371kmで、66.7%を占め、舗装率は72.4%と県平均66.1%と比較し高い状況であるが、過疎地域に多く見られる飛び団地の農地を接続する農道の整備は重要である。

また、農道は、農産物の生産から流通に至る輸送等の基幹的施設であるばかりでなく、農山村地域の生活環境改善、農山村と都市との交流促進を図るうえでも極めて重要な施設であることに加え、災害発生時には輸送路としての役割を果たすことから、今後も整備を図る。

### (2) 林道等

林道の総延長1,858km（令和2年3月現在）のうち、過疎地域内は1,774kmで95%を占めている。林道は、効率的な林業経営と適正な森林整備を進めるための基盤施設であるほか、山村地域の生活環境の改善や災害発生時には避難路及び緊急輸送路を補完する上でも重要な施設であることから、計画的に整備を推進する。なお、林道の整備にあたり、特に基幹的と認められるものについては、県が代行して整備する。

漁港関連道については、漁獲物の流通や輸送の合理化はもとより、災害時の避難路ともなることから、漁村環境改善のため、計画的に整備を推進する。

## 4 徳島ならではの地域公共交通ネットワークの実現

バスや鉄道など県内の公共交通を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展や人口減少による利用者の減少、運転手不足の深刻化などにより、非常に厳しい状況にある一方で、運転免許返納後の高齢者、学生などの車を運転できない方々の移動手段の確保や訪日外国人旅行者などの二次交通手段として、「公共交通」の重要性は年々高まっている。

このため、徳島ならではの「革新的な公共交通ネットワーク」の構築に向け、多様な担い手によるモーダルミックスを中心に、まちづくりと連携した公共交通ネットワ

ークを形成し、利用者の増加につながる好循環を生み出せるよう、幹線バスなど市町村を跨がる広域的な移動手段について、国や市町村、交通事業者と連携し、維持充実させるとともに、広域的な見地から、必要な助言その他の支援を行う。

## 5 交通の安全と円滑化対策

高齢化の進行、自動車台数や運転免許人口の増加に加え、高速道路の延伸等により県内外の交流が拡大され、交通量の増加や交通の流れの変化など、交通事故の発生要因は、ますます増加傾向にある。

このため、関係機関・団体との連携のもと、安全かつ快適な道路環境の確保を図るほか、各季交通安全運動の積極的な取組み、交通マナー向上対策や高齢者交通安全対策等、各種交通安全対策を積極的に推進して交通の安全の確保に努める。

## 6 地方港湾の整備

県下の過疎地域には3港の地方港湾があり、船舶航行の安全確保及び貨物量の増大に対応するため、これまで港湾改修事業など港湾整備を進めてきた結果、物資物流や水産業の振興に大きく寄与してきた。

しかし、今後、施設の老朽化が進むことから、港湾機能が低下するとともに、切迫する南海トラフ巨大地震等の発災時には、緊急物資や避難者等の輸送に支障を来す恐れがある。

このため、各港の既存施設において加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理のための長寿命化や耐震化を図り、平時はもとより発災時における地域の物流等の拠点としての機能のさらなる充実を図る。

## 第6 生活環境の整備

### 1 生活環境の整備の方針

過疎地域における生活環境については、生活様式の変化に伴い、廃棄物の処理及び生活排水の増大による水質の汚濁等の問題が増加する傾向にある。

このため、住みよい環境づくりを目標として、良質な飲料水確保のための水道設備の普及率向上、廃棄物やし尿の衛生的な処理施設の設置並びに公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント及び浄化槽等汚水処理施設の計画的・効率的な整備を広域的見地から実施し、均衡ある生活環境の改善を図る。

また、南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、地域防災力の強化や地震・津波災害に強いまちづくりの推進など、地震防災対策に計画的に取り組むとともに、消防・救急体制の充実強化を図るため、消防体制や消防施設などの整備を促進する。

さらに、中山間地域を中心に発生している鳥獣被害により、農産物等の経済的被害のみならず、住民の安全・安心な生活環境や自然環境をも脅かす状況となっているため、国や関係自治体等と連携し、捕獲と防護による鳥獣被害対策を推進し、里山と周辺環境の保全を図る。

### 2 簡易水道、汚水処理施設等の整備

#### (1) 水道施設

本県の水道施設は、令和元年度末現在、上水道施設18、簡易水道施設49、専用水道施設55、合計122の水道施設があり、これらによる水道普及率は97.0%である。全国における普及率は98.1%で、本県は47都道府県中30位となっている。

特に、過疎地域では、上水道施設が5市町5施設、簡易水道が10市町村25施設、専用水道が6市町15施設、合計45施設が整備され、普及率は91.3%と、過疎地域以外の普及率97.9%と比べ、6.6ポイントの格差が生じている。

このため、今後の水道施設の整備については、各事業を推進し、水道施設の統廃合や拡張を行い、水道の未普及地域の解消を図る。

#### (2) 廃棄物処理施設

近年、世界的な資源制約の顕在化、東日本大震災をはじめとする巨大地震や頻発する大規模な台風・豪雨災害等、廃棄物の3Rや適正処理を巡る情勢は大きく変化しており、地球温暖化や海洋プラスチックごみ等、SDGs達成に向けた地球環境問題への対応が急務であり、今後より一層の環境保全と安全・安心を重視した、循環型社会の実現が重要である。

このため、令和2年度に策定した「第五期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、循

環型社会構築を目指した取組みを推進するとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向け、ごみ処理の広域化・施設の集約化を推進する。

また、し尿処理施設については、生活様式の変化により、浄化槽による処理が増加しており、浄化槽汚泥も増加傾向にあるため、し尿処理施設の計画的な整備を推進する。

### (3) 汚水処理施設

汚水処理施設は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な生活環境を確保し、また、観光レクリエーション振興等のための基盤条件としても極めて重要な施設であるが、本県の汚水処理の人口普及率は令和元年度末で63.4%と低い状況にある。

このため、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等、地域の特性に応じて各種制度を導入し、計画的・効率的な汚水処理施設の整備を促進する。

### (4) 火葬場施設の整備

火葬場施設は、公共の福祉のため必要な施設であり、人としての尊厳を損なうことなく遺体の火葬を円滑に行うことが重要であることから、老朽化施設の更新や耐久化を促進する。

## 3 消防・救急体制の充実強化

南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇や全国各地で頻発する豪雨災害等の自然災害の脅威、社会情勢の変化に伴う火災や事故災害の多様化、また、救急業務の高度化等、消防に対する住民のニーズは、ますます高まっている。

しかし、過疎地域においては、若年者の流出等により地域防災の要である消防団員の減少及び高齢化が進行し、消防力の低下が懸念される上、常備消防が組織されていない地域がある。

今後とも、過疎地域における消防救急体制の充実強化を図るため、積極的に消防力の強化や消防の常備化に向けた取組みを促進するとともに、次に掲げる事業を推進する。

### (1) 消防体制の整備・充実

常備化されていない過疎地域に対しては、火災等の発生状況、消防団の体制、さらには地理的背景等を勘案し、消防の広域的推進を図るとともに、この方式によることが困難な町村については、消防団役場分団の設置等、必要最低限の人員配置を確保し、早期出動体制、予防行政の執行体制の確立を図るとともに、消防団員に対

する教育訓練の充実を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

消火活動のため、防火水槽等の消防水利施設や消防ポンプ等の消防施設の整備を促進する。

また、常備化・広域化を推進するために必要な消防署等の施設整備を促進する。

(3) 林野火災対策

林野火災を防止するため、火災の未然防止についての普及活動や貸与初期消火機材の活用、消防防災ヘリコプターとの連携を行うなど、火災予防体制の強化を促進する。

(4) 救急体制の整備・充実

消防非常備の地域においては、役場緊急患者搬送車又は民間委託により、救急患者の搬送が行われている。

救急体制の整備・充実に向けて、消防体制に準じて広域的処理の促進を図るとともに、緊急時には消防防災ヘリコプターなどを活用し、迅速な救急業務を推進する。

4 地域防災力の強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害時に、人的被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」による初期の救助・救出活動が重要である。

特に、過疎地域の山間部等では、土砂崩れ等による集落の孤立化が懸念されているため、次のような対策を推進する。

(1) 自主防災組織の充実強化

啓発や訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図り、住民が共に支え合い、初期消火や救助・救出活動を行う自主防災組織の結成を促進し、婦人防火クラブや少年消防クラブ等とともに、地域住民の自主的な防災活動の活性化を図る。

(2) 孤立化対策の推進

大規模災害による集落の孤立化等に備えるため、地域の防災拠点施設の整備や衛星携帯電話等の整備など、多様な通信手段の確保のほか、ヘリポートの整備、また、緊急輸送路を補完する市町村道や農道等の整備促進や大雪等による倒木を防ぐ事前伐採などの孤立化対策を推進し、救助・救援体制の強化を図る。

## 5 鳥獣被害等対策

鳥獣被害は、経済的な損失に加え、心理的にも生産者の生産意欲の減退を招き、農山村地域の生産環境や定住環境を保全する上で効果的な対策が求められている。

このため、鳥獣被害防止対策について、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数管理により、自然環境保護と野生鳥獣管理との調和を図りながら、野生鳥獣の生息・被害状況等を考慮し、捕獲、防護、環境整備などについてソフト・ハード両面から総合的な対策を推進する。

そこで、「鳥獣被害地図情報システム」などのデジタル技術やドローンの活用により、地域連携による防護及び捕獲を効率的かつ効果的に推進し、野生鳥獣による農作物や造林木への被害軽減につなげるとともに、カワウに対しては追い払いや駆除などにより、アユをはじめとする重要水産動物の食害防止を図る。

また、捕獲した野生鳥獣を新たな地域資源として有効活用を図るため、一時飼養の検証や処理加工施設の整備を推進するとともに、ジビエの衛生管理の徹底や消費拡大に取り組む。



## 第7 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 子育て支援の充実、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進の方針

少子化が進行し、子どもの数が減少する中、次代を担う子どもたちの誕生と健やかな成長は、県民すべての願いである。

このため、若い世代が結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかない、安心して子どもを産み育てられる徳島の実現に向け、「第2期徳島はぐくみプラン（後期計画）」に基づき、総合的な次世代育成支援対策を推進する。

また、本県においては、全国を上回る速度で高齢化が進んでおり、令和22年には高齢化率が40.1%にまで増加する一方、生産年齢人口割合は50.1%と、65歳以上の高齢者1人を約1.3人の現役世代が支える形になると予測されている。

特に、過疎地域においては、人口減少とともに、高齢化がより急速に進行しており、介護サービスの提供体制の確保等、多くの課題を抱えている。

このような状況の中、本県では、全国より前倒しで、生きがいつくりや介護予防の観点からの元気高齢者対策のみならず、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みが行われてきたところであり、今後は、この「地域包括ケアシステム」を更に推進・深化させる取組みが必要である。

このため、「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、市町村においても、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉の向上及び増進を図る。

また、障がい者や障がいのある子どもが、地域において自立した日常生活及び社会生活を営むため、障がい福祉の向上及び増進を図る。

### 2 子育て支援対策

#### (1) 保育所等の整備

核家族化の進行や女性の社会進出、就業構造の変化等により、仕事と子育ての両立がより一層求められている。

このため、「第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、仕事と子育ての両立に向け、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細やかな保育サービスの充実を図っており、必要な保育サービス量の確保や、子育て家庭のライフスタイルに応じた保育時間の延長や一時的な保育の実施を推進する。

## (2) 放課後児童クラブ等の整備

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、小学校に就学した児童を安全で安心して預けることができる環境の整備は、引き続き実施する必要がある。

このため、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことが出来るよう、地域のニーズに基づく放課後児童クラブ等の計画的な整備を推進する。

## (3) 認定こども園制度の活用

過疎地域においては、子どもの出生数が著しく低くなっており、幼稚園又は保育所をそれぞれ単独で存続させることが困難となっており、人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、子どもが一定の集団で生活する機会を確保することが必要となっている。

このため、就労形態に関わりなく、希望するすべての乳幼児に幼児教育と保育を提供する「認定こども園」制度を有効に活用することにより、子どもの集団生活の機会を確保する。

## (4) 地域における子育て支援サービスの充実

過疎地域など人口減少の著しい地域においては、同世代の子どもの交流のほか、同じような子育て中の保護者の情報交換の機会の減少や、きめ細かな子育て支援サービスが受けにくいなどの状況があることから、子育てしやすい環境の整備を図る必要がある。

このため、保育所等を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進する。

# 3 高齢者福祉対策

## (1) 在宅サービス

過疎地域を含め、県内の要支援者及び要介護者は平成25年度が47,212人に対し、平成30年度は48,905人と1,693人増加しており、今後もその増加が見込まれている。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の更なる推進・深化に向け、在宅サービスの一層の充実が求められている。

このため、介護が必要となっても、高齢者ができる限り在宅で自立した日常生活が営めるよう要介護高齢者の需要に応じた在宅サービス基盤の計画的な整備を推進するとともに、介護支援専門員、介護福祉士などの在宅サービスを担う人材の養成・確保及び資質の向上等を図る。

また、高齢者ができる限り要介護状態等にならないよう、自立した在宅生活を支援する観点から、介護保険の給付対象とならない高齢者等に対して、健康づくりや介護予防等の地域支援事業を積極的に推進する。

## (2) 施設サービス

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設）の整備水準は、令和元年10月現在、65歳以上高齢者10万人当たり全国3位の状況であり、整備が進んでいる。

介護保険施設については、「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、過疎地域を含め、在宅生活が困難になった要介護高齢者等に対する適切な施設サービスの提供を図る。

また、これまでの集団処遇的なサービスの提供から、できる限り在宅に近い生活と、個人の生活を尊重した個別ケアが実現できるよう、「個室」や少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを実施する「ユニット型施設」の整備を推進する。

あわせて、介護保険施設からの退所者やひとり暮らしに不安を感じる高齢者など、生活支援を要する高齢者が居住できる施設として、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の「高齢者の多様な受け皿」の整備を図る。

## (3) 生きがい対策の充実

全国よりも高齢化が急速に進む本県では、これまでも、高齢者を地域社会を支える「新たな担い手」であるとして、従来からの「支えられる側」という高齢者像の転換を図り、高齢者の活躍する社会を目指す施策を推進してきたところである。

今後も、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら地域社会全体を支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組みを図るため、高齢者を含めた多様な主体が、「支え手」、「受け手」という関係を超えて参画し、地域社会全体を支え合っていくことが重要となっている。

このため、高齢者が、長年の経験で培った「知識」や「能力」などを地域に還元できるよう、高齢者が生涯にわたっていきがいを持って健やかに暮らし「生涯現役で活躍」できる環境づくりや仕組みづくりを推進する。

## (4) 高齢者の安全・安心対策

核家族化の進展や平均寿命の伸長などから、県内のひとり暮らし高齢者世帯数は、過疎地域を含め、平成22年の国勢調査では32,365世帯、平成27年の国勢調査では39,325世帯となっており、今後も増加することが見込まれている。

このため、ひとり暮らし高齢者等には介護保険制度や住宅改修など福祉サービスの情報提供を行うとともに、地域支援事業や地域の健康づくりや生きがいづくり活

動などを通じて、社会活動への参加促進や引きこもり防止対策等の取組みを推進する。

また、ひとり暮らし高齢者等が不安や孤独感を持つことなく、生きがいをもって安心して暮らすためには、日常的に見守り活動が行われる体制の構築が必要であることから、行政、民生委員、老人クラブだけでなく、定期的に家庭への訪問を行っている民間団体と協定を結び、官民一体となった見守り体制が各地域で構築されたところである。今後も、関係機関の連携を深め、地域での「重層的」かつ「きめ細やかな」見守り活動の充実・強化を図る。

#### (5) 認知症高齢者施策の推進

今後も高齢化率が上昇し、特に「85歳以上の人口」が増えることや、「85歳以上の認知症有病率」が約5割であることから、県内の認知症高齢者の割合は増加すると見込まれる。

また、認知症は誰もがなりうるものであるという認識のもと、認知症があってもなくてもその地域で暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

このため、国が策定した「認知症施策推進大綱」を踏まえた「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、行政、医療、福祉、民間事業者、住民が一体となって、各種施策を総合的に実施していけるよう、支援体制の整備と関係機関の連携強化を推進する。

## 4 障がい福祉対策

本県の令和2年度末の障がい者手帳所持者数は、47,560人で平成26年度末と比べて約5.2%減少している。

一方、「徳島県障がい者施策基本計画」に基づき、地域における障がい者・児の自立した生活や社会参加を推進するため、障がい者それぞれに対応するきめ細かな相談支援提供体制の確保や、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、感染防止対策を図りながら、安定的・継続的な福祉サービス提供体制の確保の両立に向け、取り組みを進める。

中でも、地域生活への移行者数を増加させるための地域生活支援拠点等の整備を推進するとともに、過疎地域においても重度の障がいや医療的なケアを必要とする障がい児への支援等に対応するため、サービス提供体制の整備を図る。

## 第8 医療の確保

### 1 医療の確保の方針

全国的に医師不足が深刻化する中、本県においても医師不足は、地域の医療を確保する上で大きな課題となっている。

徳島市を中心とした都市部に医師が集中する「地域偏在」や、過酷な勤務環境や医療訴訟等のリスクに起因する小児科・産科・救急など特定の診療科の医師が不足する「診療科偏在」が顕著となっている。

特に、過疎地域においては、勤務医師の不足や、既存診療所医師の高齢化に伴う後継者確保が困難な状況となっており、へき地を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

このため、「第7次徳島県保健医療計画」に基づき、「県民一人ひとりの状態に適応した保健・医療・介護サービスが提供され、行き場のない患者を生み出さず、全ての県民が安心して暮らせる徳島づくり」を推進するとともに、へき地医療拠点病院やへき地診療所、地域医療支援機構、地域医療支援センターなど関係機関相互の連携により、へき地における医療の確保や診療の支援が継続して実施される体制を構築する。

### 2 無医地区対策

本県の過疎地域には多くの無医地区・無歯科医地区（半径4 km以内に50人以上が居住しているが、医療機関を容易に利用できない地区）が存在し、令和元年10月時点では無医地区は11地区、無歯科医地区は16地区となっており、こうした地域の医療確保は大きな課題となっているため、次のようなへき地医療提供体制の充実を図る。

#### (1) へき地診療所の整備・充実

へき地住民の医療を確保するため、医師確保が困難な公立の診療所に自治医科大学卒業医師等を派遣するとともに、県立診療所の運営や市町村における「へき地診療所等」の整備を支援する。

#### (2) へき地医療拠点病院の充実

へき地医療拠点病院の医療機能を充実・強化し、へき地医療の質の向上を図る。

#### (3) 医師確保対策

ア へき地診療所への代診医派遣や診療支援など、へき地医療を総合調整する「地域医療支援機構」の充実・強化を図る。

イ 「地域医療支援センター」において、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師の配置などに取り組み、地域医療の安定的確保を図る。

ウ 医学部学生を対象とした「医師修学資金貸与事業」や「夏期地域医療研修」の開催、へき地をフィールドとする「寄附講座」の開設など、徳島大学や医師会等との連携を強化し、へき地勤務医等の確保と定着を図る。

エ 市町村、地域の民間歯科医療機関、県・地域歯科医師会と連携を図り、へき地における歯科医療の確保に努める。

#### (4) 情報通信技術の活用

へき地においては、少数の医師で運営している診療所・病院が数多く存在していることから、「遠隔医療・診断システム」など、ICT（情報通信技術）を活用した医療機関の情報ネットワーク体制を整備し、診療支援機能の充実・強化を図る。

また、へき地を応援診療する医師の移動にかかる負担の軽減、へき地に赴任した若手医師のスキルアップの機会の提供、患者の診療機会の確保のため、5Gを活用した高精細な映像伝送による遠隔診療、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。

#### (5) 救急医療の充実

へき地を含め遠隔地などにおける重症・重篤な救急患者の救命率向上や後遺症を軽減させるため、ドクターヘリ等の活用とともに、周辺地域における救急医療機関との連携強化を促進するなど、救急医療の充実を図る。

### 3 特定診療科に係る医療確保対策

診療所があっても、特定診療科（小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科等）については、十分な診療が受けられないなど、へき地と都市部との格差は広がりつつある。

このため、慢性疾患による長期療養、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科等、地域の医療ニーズに応じた医療の確保を図る。

### 4 疾病予防対策

がんや虚血性心疾患等の生活習慣病の割合が全死亡原因の約5割を占めるなど、効果的な生活習慣病対策は健康増進における重要な課題となっている。

本県においても同様に、糖尿病死亡率が全国で最も高い状況が続くなど、生活習慣病対策は重要かつ緊急の課題となっている。

このため、徳島県健康増進計画である「健康徳島21」に基づき、糖尿病対策を最

重要の健康課題に位置づけ、県を挙げての取り組みを推進するとともに、生活習慣病の発症に大きく関わるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を図るため、市町村と連携を図り、特定健診・保健指導の充実、生活習慣の改善をより重視した取り組みを推進する。

特に、合併症等の重症化により高齢者の生活の質を著しく低下させる糖尿病の予防対策は、過疎地域においても最優先の健康課題であるため、日常生活の中で適切な食生活や運動に取り組めるよう、医師会や栄養士会等関係機関との連携のもと、若い世代からの健康づくりを推進する。

さらに、高齢化の進行とともに増加すると考えられるがんを予防するため、がん検診受診機会の確保に努め、がんの予防や検診受診率向上のための普及啓発を図るとともに、がん医療を提供する体制の整備を促進する。

## 第9 教育の振興

### 1 教育の振興の方針

「人口減少」と「災害列島」という国難とも呼べる課題やSociety 5.0の到来など、社会環境が劇的に変化する中、未知なる世界を自ら切り拓き、「持続可能な社会」を創造する力を育むため、令和元年度から令和4年度までを推進期間とする「徳島教育大綱」を策定し、基本方針である「未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる『人財』の育成」の実現に向け、「徳島ならではの」の特色あふれる未来志向の教育施策を推進している。

基本目標の達成に向けては、学校・家庭・地域が一体となって、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するとともに、子どもから高齢者まで、住民一人一人が夢と希望に向かって学び続ける教育の実現に取り組む。

学校は、子どもたちにとって学びの場であり、地域コミュニティの拠点であり、災害時における地域の中核的な避難施設でもあり、地域住民にとって最も身近な公共施設である。

過疎地域においては、児童生徒の減少に伴う小規模校化が進む中、子どもたちが、安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。

### 2 公立小中学校の教育環境の整備

令和3年4月1日現在、県下の過疎地域には、公立小学校42校、公立中学校28校（うち分校1校）があり、小学校23校（54.8%）が5学級以下、中学校6校（21.4%）が2学級以下の過小規模校である。

これら過疎地域の公立小中学校の教育環境の整備を図るため、次の取組を推進する。

#### (1) 教職員の適正配置

地域の実情を踏まえ教職員の定数及び配置の適正化を図るとともに、複式解消等に取り組むことにより、教育を通じた人材育成の充実を図る。

#### (2) GIGAスクール構想

GIGAスクール構想で整備される児童生徒1人1台端末を積極的に活用し、平時、有事を問わず、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びと協働的な学びを推進する。

#### (3) 安全・安心な学校づくり

安全・安心な教育環境を実現するため、老朽化した校舎等の改修・改築や小規模



建物を含めた耐震性を有しない建物の耐震補強を積極的に実施するとともに、全ての人々が快適で利用しやすい学校づくりのため、バリアフリー化を計画的に実施するなど、施設整備を推進する。また、スクールガードによる巡回活動等の学校安全体制の整備、防犯体制・教育の充実など、ソフト面においても学校の安全・安心の確保に努める。

#### (4) とくしま回帰

変化の激しい社会に対応するため、家庭・経済団体・企業等の多様な主体と積極的に連携して、「ふるさととくしま」のよさや強みを知る機会の創出を図るとともに、持続可能な地域社会の創り手育成につながる「徳島ならではの」キャリア教育を推進する。

#### (5) 地方移住・交流

多面的な視点に立った考え方でできる人材の育成とともに、「二地域居住」や「地方移住」を促進するため、保護者の短期居住にあわせて、子どもの学校間の行き来を容易にし、地方と都市の双方で教育を展開する「デュアルスクール」を推進する。

#### (6) 小中一貫教育

また、小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障するため、地理的に分散した小中学校が人的・物的に連携する「チェーンスクール」、学校・保育所・社会教育施設などを「核」に、地域一帯で教育に取り組む「パッケージスクール」等、小中一貫教育の充実を図る。

#### (7) 地域による学校支援

地域と学校の連携・協働強化事業では、地域住民の参画を得た放課後や週末等の学習・体験活動の場の提供や、地域学校協働活動に対して補助を行い、地域総ぐるみで子供たちの成長を支える体制の構築を図る。

また、「地域とともにある学校づくり」をより一層進めるため、保護者や地域住民が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通し、学校と力を合わせて学校運営に取り組むことが出来る「コミュニティ・スクール」の導入を推進する。

さらに、小・中学校区において、地域の高齢者、保護者など学校を支援する地域の団体や連携組織を「学校サポーターズクラブ」として認証し、より継続的で一体的な地域学校協働活動を推進する。

#### (8) 遠距離通学支援

遠距離通学の生徒の負担軽減を図り、学習活動に専念できるよう、総合寄宿舎の適正な整備・運用を行うことにより、学びの環境の充実を図る。

### 3 社会教育施設等の整備

地域の活性化のためには、集会施設をはじめ、公民館、図書館等、社会教育施設の機能の充実を図ることが重要である。特に、過疎地域においては公民館などが地域活動の中心的役割を担っていることやあらゆる世代の学びを支えている現状を踏まえ、こうした施設の機能充実を図り、地域活動を支援するとともに、生涯学習情報システムの一層の充実を図り、学習のための情報収集・提供を行い、住民の学習相談に活用する。

また、スポーツを通じて、健康・体力づくりと住民意識の一層の高揚が図られるよう、地域の実態に即した体育施設の充実や利用促進のための広報活動を強化する。

こうした情報提供機能の充実を図ることにより、地域間・世代間交流の促進を図り、過疎地域における社会教育、生涯学習の振興と、地域コミュニティ活動の活性化及び地域社会を担う人材の育成を促進する。

## 第10 集落の整備

### 1 集落整備の方針

過疎地域の集落を取り巻く状況は、著しい人口減少や高齢化などにより、厳しさを増しており、集落機能の低下をはじめ、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、貴重な地域文化の継承等、多くの課題を抱えている。

過疎地域において集落を維持し、若者等の定住人口の増加や地域への移住を図っていくためには、そこに暮らす住民が安全で、安心して日常生活を営むことができるよう、生活基盤の整備をはじめ、コミュニティ活動等の集落の自主的な活動や集落の枠組みを超えた広域的に支え合う仕組みづくりへの支援、徳島ファンの創出・拡大に向けた情報発信やマッチングの促進など、ハード及びソフト両面からの集落の整備や維持・活性化に向けた取組みを促進する。

### 2 集落の維持・活性化

集落の維持・活性化を図るためには、地域住民が中心となって構成される地域コミュニティや地域内外の多様な主体が連携して実施する、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の取組みが必要である。

また、地域コミュニティ等の活動拠点として、廃校や空き家等のリタイアインフラの有効活用や、広域化された圏域内での公共施設の広域的な活用方策を検討する必要がある。

このため、地域コミュニティ等が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや、「地域おこし協力隊」の活用及び任期終了後の集落での定着・定住を図るための起業・創業支援、徳島との絆を有する「徳島ファン」の創出などによる人材確保のほか、空き家の改修や移住・定住者向け住宅を整備するための国の交付金活用をはじめ、空き家バンク制度や各種支援制度を有効活用して、集落の現状や住民の意向を十分踏まえ、地域の実情に応じた集落の維持・活性化に向けた取組みを促進する。

## 第11 地域文化の振興等

### 1 地域文化の振興等の方針

本県には、「阿波踊り」、「阿波人形浄瑠璃」をはじめとする豊かな伝統芸能や、「四国八十八箇所霊場」などの歴史文化遺産があり、四国遍路や「お接待の心」、「祖谷の食文化」に代表される郷土料理など、先人たちが育んできた個性豊かな地域文化が、過疎地域をはじめとする農山漁村などに残されている。

こうした地域文化は、人と人とのつながりを深め、人生に楽しさや感動、生きがいをもたらすだけでなく、地域の魅力の源となり、消費の拡大や交流人口の増大など地域社会全体の活性化を図る上で重要である。

このため、「徳島県文化振興条例」の理念に基づき、過疎地域をはじめとする、地域固有の歴史的・文化的資産を再発見し、その保護・保存と活用に努めるとともに、地域文化の担い手の育成や、地域に残された伝統行事、郷土芸能等の継承、振興を図り、地域の文化資源を核とした特色ある文化の創造・支援を図る。

### 2 地域文化の環境整備

地域文化の振興を図るためには、住民一人ひとりが様々な文化活動に参加し、優れた文化に触れ、地域文化を創造していく環境づくりを整えていくことが重要である。

地域文化の振興を図るための施設は、文化活動を充実・促進するための重要な社会基盤であるとともに、文化交流や地域における文化活動の拠点として大きな役割を担っている。

このため、地域固有の魅力を形成し、発信する場や交流する場として、公民館など既存ストックの有効活用を図るとともに、伝統芸能の伝承施設や文化施設の整備に努めるなど、身近な場所での文化鑑賞や体験する機会の充実を図る。

### 3 地域文化の伝承と創造

過疎地域における、棚田などの歴史的な自然景観や郷土料理などの生活文化、地域の風土に根ざした「農村舞台」などの文化財や、「襖からくり」などの伝統芸能を伝承するとともに、豊かな地域資源を活かした新たな地域文化の創造を図る。

また、地域の芸術文化活動が活発に行われるよう、伝統芸能や文化活動の実践者・指導者など、文化を支える人材の育成に取り組むとともに、学校教育や生涯学習などを通じて、広く地域文化の伝承・普及に努めるほか、様々な文化交流を通じて過疎地域の個性や魅力を発信する。

## 第12 再生可能エネルギーの利用推進

### 1 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本県では、2050年カーボンニュートラルを宣言し、グリーン社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

本県の過疎地域では、これまで再生可能エネルギーである水力発電の開発が行われ、近年では太陽光発電等の導入が進んでおり、今後も過疎地域が有するエネルギーを他の地域へ供給する役割と重要性は変わらない。

また、過疎地域における再生可能エネルギーの安定供給は、地域におけるエネルギーの自給を確保することにもつながり、これによって環境負荷の軽減、地域内の経済循環が図られる。

このため、過疎地域において再生可能エネルギーの供給を確保し、過疎地域の持続的発展を図る。

### 2 再生可能エネルギーの利用推進

過疎地域にある再生可能エネルギーのうち、水力については、大規模なものの適地は概ね開発済のため、今後は中小の水力発電の導入を促進する。

風力については、自然環境と調和した風力発電の導入を図るとともに、地元理解の重要性についても念頭に置き取組みを進める。

太陽光については、災害時に強い自立・分散型エネルギーとして、また、荒廃農地の有効利用や生産・経営の向上に資するエネルギーとして、過疎地域において活用可能な形で、その導入を促進する。

これらの電源を活用し、将来的には地域マイクログリッドの導入に繋げ、過疎地域のエネルギー面での自立を促す。

### 3 バイオマス等の利用推進

過疎地域の森林においては、木材の生産段階で発生する枝葉や加工段階で発生する端材など未利用の木質資源が豊富に存在している。

このため、これらの未利用木質資源を有効活用し、山村の活性化と環境に優しい地域づくりを図るため、木製品への原料としての利用をはじめ、枝葉や端材などの未利用材を熱源やエネルギー源として利用するための加工・利用施設の整備を推進する。

また、家畜排せつ物については、堆肥化により耕種農家の土壌改良資材としての活用を図るほか、新たなエネルギー源としての活用を促進する。